

(四) 施設規模 敷地二〇、一九九・五一²m²

建物 一、〇四三・四三²m²

(五) 着工年月日 昭和三十七年一月五日

(六) 竣工年月日 昭和三十七年六月三十日

(七) 開寮年月日 昭和三十七年十一月五日

施設名称 福島県矢吹更生寮

(八) 施設移管 昭和四十二年九月三十日 福島県社会福祉事業団へ施設運営受託事務引継

(九) 収容人員 昭和四十八年五月一日

七十名(男四十名 女三十名)

〔福島県矢吹更生寮「要覧・沿革綴」抜粋〕

五三四〔福島県白梅荘概要〕

福島県後保護指導所概況

一、設置主体 福島県

二、所在地 福島県西白河郡矢吹町大字中畑字鍋内八三番地

三、目的 結核回復者を収容し、これに対して医務管理及び職業訓練を行い、以て社会復帰を容易ならしめる。

る。

四、設置及び事業開始 昭和三十年九月一日設置

昭和三十年九月一日事業開始

五、施設規模

(一) 敷地 九、三二三坪

(二) 収容人員 七十名

(三) 収容期間 一ヶ年

六、職業指導訓練科目

(一) 洋服洋裁科 四十名

(二) 謄写筆耕科 十名

(三) 電気機器ラジオ科 十名

(四) 竹工芸科 十名

昭和四十八年五月一日 福島県社会福祉事業団に移管

社会福祉法人 福島県白梅荘となる。

精神薄弱児更生施設として工作科、園芸科、縫製科を置く。

〔福島県後保護指導所の概況〕抜粋〕

6 社会運動

五三五〔昭和二三年矢吹町経済振興会請願〕

議案第三十二号

請願書審議の件

矢吹町経済振興会から左記の通り請願があつたから審議するものとする

昭和二十三年七月二日同日採択

矢吹町議会議長 栗林俊雄

記

請願書

今般我々在町同志の者二百十五名を以て矢吹町経済振興会を組織し愈々事業の計画促進に乗出しました事業の計画には種々ありま^(つゞ)すが、不敢取左記の事に就きまして是が実現する様協力することに決定致しましたので何卒事情御賢察の上町の事業として計画せらるる様御取計らいの程御願申上げます。御決定の上は目的達成迄出来るだけの御後援を申上げる所存であります。

一、大池公園計画

二、西裏道路工事計画

一、大池公園の問題は数年前より在町有志に依って論議されて居り県開拓建設所に於ても之が計画を樹立されたこともあった由聞き及んで居りますが今日迄実現の運に至らなかつた事は事情も有つたことと存せられますが将来の大矢吹町として一抹の淋さを感じます。

池周辺開墾土地配分後の今日之が計画は稍遅きに失した感はありますが其れにしても今尚周囲に若干の土地と松林が残されて居りますので今の内に之れを町有として公園化することは町としても種々事情もあることと存せられますが現在が好機と考

へますので御願いに及んだ次第であります。

二、西裏道路問題

西裏道路は矢吹神社より第二区方面は完成して柿の内道路に連絡して其の利便を謳はれて居るが第一区の方は旧態依然たるもので其の利用は人道に過ぎません。折角第二区の方は立派に出来て居るのでから之れを延長して学校裏を経て信夫道路に連絡する如く工事計画を御願ひ致したいのです。

それに依って既存の第二区裏道路も一層其利用価値を發揮して光採^(彩)を放つ事と存じます。本町道路を一看致しますのに車の通ずる道路は国道一本と旭町道路で一朝町内に火災等の発生した場合交通中断を余儀なくされて小部分で済む火災も大火となり公道中断と云ふ由々敷き問題ともなりますので出来得れば東西裏とも完全な道路を望む所ですが不敢取西裏は前記の通り二区は完成しておりますし工事も為し易く考へられますので一区裏の御計画を御願ひし之れを国道と連絡する道路の幅員の拡張も併せて御願ひする次第です。

最近町にも自動車唧筒が設備されましたが之が百%の利用を考えます時には誰でも水と道路の問題で殊に依っては之等の欠除に依り折角の唧筒も働けない場合も生ずる事が心配されます。

町の発展と大衆の利便を考慮されたならば之も是非実行に移すべきものと考えられますので御願ひに及ぶ次第であります。

昭和二十三年六月十五日

矢吹町経済振興会

〔町有 昭23「矢吹町会議録」抜粋〕

五三六 〔昭和三十三年町有林管理について請願〕

請願書

鳥羽山地帯町有林の管理について請願いたします。

町有財産鳥羽山地帯三町歩は昭和三十年三月町村合併により新町矢吹町に引継がれ現在に至って居りますが管理不充分にて相当荒廢して居り町有財産造成上好ましからざる現状でありますので当根宿部落に於て管理に当り町有財産育成に即協力申し上げます。代償として管農上不可欠の推肥の材料であります刈払物落葉等を部落内の山を持たない農家に無償交付方願いますれば干天に慈雨の喜びであります。

何卒山を持たぬ農家の哀情御憐察下され特別の御詮議を持って是非御許可下さいますよう御取計い下され度く部落代表連署を以て請願いたす次第であります。

昭和三十三年一月八日

- 根 宿 区 長 水 戸 勘 衛 ㊟
- 同 副 区 長 小 針 平 次 ㊟
- 同 第一隣組長 後 藤 芳 雄 ㊟

矢吹町議会議長

栗 林 俊 雄 殿

紹介者 矢吹町会議員 円 谷 多市郎 ㊟

同 佐 藤 吉之助 ㊟

〔町有 昭32「矢吹町会議録」抜粋〕

五三七 〔昭和三十八年在日朝鮮公民祖国自由往来請願〕

議案第六十四号

請願書審議の件

矢吹町金仁旭氏から別紙のとおり請願書の提出があったのでこれを審議するものとする。

昭和三十八年九月二十八日提出

- 矢吹町議会議長 佐久間 俊 勝
- 在日朝鮮公民の祖国との往来に関する請願
- 一九六三年 月 日

紹介議員 安藤 悌藏

吉田 義雄

請願者住所 西白河郡矢吹町

氏名 金 仁 旭

矢吹町議会議長

佐久間 俊 勝殿

請願の主旨

日本に在留している朝鮮人は、解放後十八年もたった今日にいたるまで、祖国―朝鮮民主主義人民共和国との往来が認められておりません。

このため、在日朝鮮人ははかり知れない不幸と精神的苦痛を受けております。

このような状態は、人道と人権尊重の見地からすみやかには正されなければならないと存じます。

つきましては、貴議会が在日朝鮮人のおかれている実情を深く御了察のうえに在日朝鮮人が祖国と往来できるよう日本政府関係当局に意見書を提出していただき度く、ここにその理由を添えて請願する次第であります。

請願の理由

いま日本に在留している六十万ちかい朝鮮人は、約半世紀にわたる日本の朝鮮支配のやむなく日本に渡ってきた人たちと、その

子弟たちであります。

こうして、日本に在留するようになった朝鮮人は解放後十八年にもなるのに、祖国―朝鮮民主主義人民共和国との往来の道が全く閉ざされております。

そのため、懐しい自分の祖国を訪れることもできず、生き別れになった肉親と会うこともできないという不幸な状態が十八年間も続いているのであります。

これはきわめて不自然なことであり、人道と人権尊重の立場からもこれ以上放置できない緊急に解決を要する問題になっております。

在日朝鮮人が自分の祖国へ往き来することは、在日朝鮮人の歴史的事情からみても人道的立場からみても、また国際慣例のうえからも当然認められなければならないものであります。

自分の祖国との往来の自由は何人も侵すことのできない人間固有の基本的権利に属するものであります。

貴議会におかれては以上の趣旨を了とせられ慎重御審議のうえ、在日朝鮮公民の祖国との往来が実現をみるよう、日本政府関係当局に意見書を提出して下さることをここに請願するものであります。

〔町有 昭38「矢吹町会議録」抜粋〕

五三八〔昭和四二年在日朝鮮公民の権利保障に関する請願〕

議案第二十五号

請願書審議について

矢吹町大字矢吹字東側四一番地 張 基協から別紙のとおり請願があつたのでこれを審議するものとする。

昭和四十二年三月十四日提出

矢吹町議会議長 富 永 栄太郎

一九六七年三月十四日

在日朝鮮公民に対する諸般民主主義的権利保障に関する

請願

紹介議員 吉 田 義 正[㊦]

安 田 明 男[㊦]

円 谷 寛[㊦]

近 藤 毅 一[㊦]

請願者住所 西白河郡矢吹町東側四一

氏 名 張 基 協[㊦]

矢吹町議会議長

富 永 栄太郎殿

請願の趣旨

在日朝鮮公民は民主主義的基本権利が保障されないため非常に多くの精神的苦痛を受けています。

周知のように独立国家の公民が居住地の如何を問わず子弟に民族教育を行なうことは当然の権利です。われわれのこの神聖な教育に対し「統一解釈」なるものでわれわれの当然の権利を侵害しようとしています。

人道主義と赤十字精神にもとづいて現在行なわれている帰国事業は朝鮮公民の切実な念願を反映したものである故、継続しなければなりません。

人権に関する世界宣言は「人はすべて国籍を有する権利を有する。何人も専断的にその国籍を奪われたりその国籍を変更する権利を否認されたりすることはない」

在日朝鮮公民の国籍変更の意思を無視されたり、意思に反する国籍の強要があつてはなりません。

貴議会は国際慣例と基本的人権を尊重する立場でわれわれの趣旨を了とせられ慎重御審議のうえ、在日朝鮮公民の諸般権利が保障されるよう、日本政府関係当局に意見書を提出して下さいことをここに請願するものであります。

請願事項

一 在日朝鮮公民の基本的人権である民族教育の権利を保障すること

一 在日朝鮮公民の帰国事業はその希望者がいる限り継続すること
一 在日朝鮮公民の国籍選択の自由を認めること

五三九〔昭和四〇年引揚者の在外私有財産国家補償について

の意見書〕

議案第二十五号

引揚者の在外私有財産国家補償についての意見

書提出について

地方自治法第九十九条第二項の規定により引揚者の在外私有財産国家補償について意見書を提出する。

昭和四十年六月二十二日提出

町議会議員 安藤 悌蔵

会 田 キン

意見書

引揚者の在外私有財産国家補償に対する意見書

海外引揚者の在外私有財産は戦後二十年を経た今日未だに解決されていない現時点に於て之れを日韓関係に於て連合国軍が没収した移讓物件であるとして既成事実を土台に会談が進行されている、又フィリピン及び米國これまた賠償物件として受領したとされている更にソ連は樺太千島は勿論南千島、ハポマイシコタン島(ホ)まで不法領有する等史上前例の少ない事実が敢て行はれている。

(策カ)
海外引揚者に関連して海外移民政策が現下國策の一つとして推進

されている事を考えると、海外引揚者の在外私有財産が補償されていないことは海外移民に支障を来すものであり、又戦後とられた一連の補償措置から取り残されたものであり、殊に法治国家として、道義的平和社会の建設という立場から考えても憲法第二十九条並びに國際法の精神に則り私有財産不可侵の原則確立のため速かに國家が補償をなすべきである、イタリヤ、西ドイツに於ては既に補償されている、依つて國は引揚者の在外私有財産に対し財政の許容する範囲に於て速かに補償措置を講ずるよう地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出いたします。

〔町有 昭40「矢吹町会議録」抜粋〕

五四〇〔昭和四〇年失業保険制度の改悪に反対する意見書〕

議案第二十二号

失業保険制度の改悪に反対する意見書の提出について

地方自治法等九十九条第二項の規定により失業保険制度の改悪に反対する意見書を提出する。

昭和四十年三月十五日

町議会議員 円谷 寛

大沼 力雄

安藤 悌蔵

会 田 キ ン

意見書

失業保険制度の改悪に反対する意見書

政府はさる昭和三十九年八月十八日の閣議で失業保険の給付資格をいままでの六カ月就労から一か年以上に延長するなど、現行失業制度を根本的に改悪する方針を明らかにし、いま具体的な法案を作成し、次期国会にこれを提出しようとしています。

われわれはこれによって季節労働者や出かせぎ農漁民が直接に、しかも大きな打げきをうけるだけでなくあらゆる働く者を低賃金と劣悪な労働条件のもとに釘づけにし、高度経済成長政策をおしすすめるための労働力の流動化こそが真のねらいであることを明らかにします。

本町においても、失業保険受給者が年とともに激増しており受給失業保険金は、失業保険法改悪によって町民が大きな損失を受けなければなりません、よって失業保険制度の改悪に反対する意見書を地方自治法九十九条第二項により提出する。

〔町有 昭40「矢吹町会議録」抜粋〕

五四一〔昭和四十四年失業保険法改正反対請願〕

議案第二十号

失業保険法改正反対に関する意見書の提出について

全林野労働組合白河営林署分会執行委員長唐沢恭二外一、六三八名より別紙のとおり請願があったので、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和四十四年三月十七日提出

矢吹町議会議長

大 沼 力 雄殿

矢吹町議會議員

- 小 川 吉 重
- 井 戸 沼 俊 顯
- 高 久 満 蔵
- 近 藤 毅 一
- 根 本 政 治
- 吉 田 義 正
- 柏 村 保

請 願 書

失業保険法改正反対の決議要請の請願について

政府はきたる通常国会に季節労働者と出稼ぎ農民のしめだしをねらった失業保険法の改正をふたたび提案しようとしています。

そこで私たち国有林労働者は多くの仲間と話し合を通し次の問題を明らかにし、この失業保険法の改正反対にふみきりました。つきましては貴町議会に於て次の問題を充分に御理解されまして改正反対の決議(ごぎ)裁択を要請しお願いいたします。

記

一「適用拡大」のねらい。

労働者が五人未満の事業主に適用範囲を拡大するといっていますが例外条項が多く逃げ道がたくさん用意されています。そのため季節労働者特に農林水産業の事業所は、はずされ、失業保険をうける人がほとんどいないような会社や事業主が強制適用されます。つまり「適用範囲の拡大」とは保険金を多くとることが目的で労働者と事業主のためにはなりません。

それは昭和四十二年度の失業保険会計は一、七三〇億円の黒字があることでもあきらかです。さらに法改正により黒字をふやして大資本家への低利融資にまわそうとしているのです。

一基礎日数を十六日に延長されます

制度を健全化するといっていますが、その中味(こまじ)が今までは一ヶ月十一日(六ヶ月)での賃金を受けた基礎日数あれば失業保険を受給されたものがこんどの改正では一ヶ月十六日以上実質的には満六ヶ月一八〇日の被保険者期間が必要となり、出稼ぎ労働者や季節的事業に従事している人はますます保険金はとら

れますが、いざ失業となると受給されなくなります。

一事業主から特別保険料を徴収する

事業主が三年続けて短期離職者を出せば利裁(ごぎ)として特別保険料をとることもおりこまれています。

そのため土建業者や酒造業者は泣かされるでしょう。

一国や地方公共団体は適用除外

私たち国有林で働く期間作業員など国や地方公共団体で働く臨時の職員を失業保険からしめ出そうとしています。

これは大きな問題です。矢吹町にある営林署の苗畑だけでも現在四十二名の臨時の作業員がおります。この人たちは毎年三月から雇用され十二月まで働いて一月と二月の二ヶ月間は国から支給される失業保険でようやく生計を維持しております。それがこんどの改正で適用されなくなります。冬場は収入なしで生活しろと言えるでしょうか。私たちは失業保険本来の任務は失業者に保険金を支給し生活を安定させることにあると考へ、これを無視する失業保険法の改正に強く反対するものであります。

昭和四十四年二月二十二日

右請願者

全林野労働組合白河営林署分会執行委員長

唐 沢 恭 二 圃

全林野労働組合白河営林署分会矢吹苗畑班代表

佐藤利広

紹介議員 小川吉重

井戸沼俊穎

高久満蔵

近藤毅一

根本政治

吉田義正

柏村保

矢吹町議会議長

内藤武雄殿

〔町有 昭44「矢吹町会議録」抜粋〕

五四二〔昭和四十一年尾瀬分水反対意見書〕

議案第三十五号

尾瀬の分水反対に関する意見書提出の件

首題の事件について、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

昭和四十一年三月十四日提出

矢吹町議会議長 富永栄太郎

尾瀬分水反対に関する意見書

人口及び産業の大都市集中による弊害をなくすとともに、後進地域を開発して地域格差の是正をはかることは、現下の急務である。只見川水系における水資源の開発は、この国家的な要請にこたえるものとして、既に巨額の費用をかけしかも地元の高価な犠牲において進められている。

しかるに、東京電力株式会社及び関東一都五県は、発電計画及び首都圏における用水不足解消を名目として、只見川の水源である尾瀬から利根川に分水する計画をおし進めようとしている。

この分水が行なわれるならば、二重投資となるのみならず福島、新潟両県の農業用水、工業用水等の水利用計画に致命的な打撃を与え、ひいては東北開発全体にも重大な影響をあたえるとともに世界的な尾瀬の学術資源は勿論、貴重な観光資源をも破壊するものであり、矢吹町議会は挙げて尾瀬分水に反対するものである。

よって政府におかれては、国土総合開発の国家的見地に立脚して、只見川水系における水資源の効率的な活用をはかるため、電源開発株式会社が当初計画したとおりの電源開発計画を実行するように強く要望する。

上記のとおり地方自治第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

〔町有 昭41「矢吹町会議録」抜粋〕

昭和四十二年六月二十七日

矢吹町議会議長 富 永 栄太郎

五四三〔昭和四二年米価と食管制についての意見書〕

議案第三十四号

意見書の審議について

矢吹町大字松倉字上松二三番地井戸沼俊頼外六名から別紙のとおり意見書の提出があったのでこれを審議するものとする。

昭和四十二年六月二十七日提出

矢吹町議会議長 富 永 栄太郎

意見書

生産農民の生活必需品はじめ肥料、農薬、農機具、雇用労賃などがめじろおしに値上りしたため米作りの再生産と自家労賃に見合わない米価では困る。したがって政府並に関係当局は速かに左記の農民の要求を決定していただきたい。

記

一、現行食管制度を堅持し二重米価制度を確立すること

二、生産者米価は生産農民の再生産とその所得を保障する。米価

石当り一五〇kg二七、五〇〇円とすること

三、消費者米価は値上げせず据置き家計安定物価安定に寄与する

こと

内閣総理大臣 佐藤栄作殿
農林大臣 倉石忠雄殿

〔町有 昭42「矢吹町会議録」抜粋〕

五四四〔昭和四四年三城目荒池防災補強事業について陳情〕

陳情書

陳情の要旨

昭和四十二年十二月二十一日付、当時三城目区長上野正義が町当局を通じ陳情書を県に提出した三城目地内荒池地区老朽溜池補強事業は、昭和四十四年度において、県及び国により採択され去る十一月十二日より県直営防災事業として着工されました。前回の陳情書にもありますようにこの補強事業は単なる下流水田の用水不足によるかんがい用水貯水池補強事業ではなく上流矢吹原一帯の開田に伴なう残排洩水の多量な流入の増大並びに同池上流一帯の集水区域の広大な地域よりの集中流入する氾濫防災ダムの性格を有しております。

また、この荒池は三城目集団部落約二百戸の非常事態（火災）発生の際における防火用水の自然貯水水源でありますことは去る昭和三十三年同三十七年の二度の火災の経験に徴しても明らかであ

りますように、かんがい用水の水田利用だけでなく常時整備しておく必要のある多分に公共性を有している溜池であり乍ら数百年来補強されることなく崩壊寸前の危険な状態のまま、放置されて参りました。

幸いにして今回地元陳情書に基づき県において詳細な調査の結果、充分なる危険性を認め堤塘防災補強事業に着手されましたことは町当局のご尽力の賜のと地元一同深く感謝している次第であります。

しかし乍ら総事業に要する地元負担金も又約六〇〇万円（陳情書提出当時は分担金不明）となり今年度の米作の減収畜産の暴落、果菜類の市場等の影響により分担金の割当及び徴収等に困難を来しております。

前回陳情書並びに誓約書には「国、県補助金以外の残額分担金については受益者側において全額負担し町に対し迷惑をかけぬ」となっておりますが町民の生命（農地の流失時前防止、財産、人家その他）の保護等町の行政的見地より町当局においても同池の地理的立地条件並びに事業の性質等を再検討され地元分担金納入額の中応分の町助成をして戴きたく三城目区長兼事業施行協力委員長以下各役員連署をもって、この旨陳情する次第であります。三城目部落民三〇〇余戸の期待に添い得るようよろしくお取計らい方お願いいたします。

昭和四十四年十二月 日

矢吹町長 大木代吉殿

矢吹町議会議長 大沼力雄殿

三城目区長兼事業施行協力委員長 猪合幸雄

副区長 副委員長 佐久間 佐

分担金徴収係委員 猪合正男

委員 佐久間 博

区会計理事 委員 三瓶 一次

小針義典

小針清英

加藤金一

太田芳弘

蛭原兵八

降矢金藏

この陳情書は部落の総意を代表し委員会の議決によるものであります。
〔町有 昭44「矢吹町会議録」抜粋〕

五四五 〔昭和四十五年食管制度・米価等請願〕

食管制度堅持等に関する請願書

昭和四十五年五月三十日

福島県西白河郡矢吹町大字矢吹字西側七六番地

矢吹町農協米穀対策本部

本部長 須藤 利治

外八五五名

紹介議員 近藤 毅 一

矢吹町議会

議長 大沼 力雄

私たちは、食管制度を堅持するため、国ならびに地方行政組織の要請に応え経済的損失を忍びつつ、米の生産調整に懸命な努力を傾けてまいりました。

しかるに、政府が米の買入れ制限を示唆する一方において、生産者米価水準の二ヶ年連続据えおき方針を打ち出していることは、私たち生産者の努力を無視するものできわめて遺憾であります。

また、物価、賃金が大幅かつ恒常的に上昇しているなかで、生産者米価を据え置くことは、私たちの生活水準の切り下げを意味するだけでなく、延いては農村全体の購買力の低下、経済の縮少を招くものと考えます。よって、左記事項が実現するよう特段の配慮を煩わしたくお願いいたします。

記

一、食管制度の堅持

二、農業生産の地域分担目標の明示と生産調整対策の継続実施
三、米価据置き方針の撤回

〔町有 昭45「矢吹町会議録」抜粋〕

五四六〔昭和四十二年国鉄踏切封鎖による対策請願〕

議案第三十三号

請願書審議について

矢吹町大字矢吹字善郷内原一七六番地小川吉重外五四〇名から別紙のとおり請願があったので、これを審議するものとする。

昭和四十二年六月二十七日提出

矢吹町議会議長 富 永 栄太郎

請願書

日本国有鉄道は近時旅客並に貨物など列車の往復頻度に伴い、且つ一般鉄道運輸に係る経理面の緊縮を実行するためか、とにかく其の一助として今回従来から開通継続していた駅構内第一踏切りを完全閉塞し第二踏切りを迂回して駅に到達せしめることにした。駅を中心とした東西住民としては全く不向きでありなく迷惑この上もない事で町当局の一方的な措置に対し怨恨限りなき次第であります。スピードの早い自動車その他の車輛の通行には別段の不便は感じないと思いますが、歩行者については全く致命的な

痛手で単に線路を跨ぐだけの所を約五百米、時間にして約八分も廻り道をしなければならぬことになり汽車の乗車は勿論日常生活諸般の処用件にも又町中央に到る公私の用務にもその受ける悪影響は、きわめて大きいものがあります。古来より通路は百年の計画の基に開設されると言う。在る道を無くす。これは常識でない。それに依つて蒙る住民の不便その他有形無形の損失は正に時代の要求とは逆行し、その惨状は到底筆舌に尽し得ないものがあり、悔を千歳に残す實際問題であります。此の踏切は町行政上又住民諸般の生活上無くてはならぬ大動脈道路で其の必要実欠くべからざる通路であることは今更重々論ずる余地はない。故に町の先覚者達、大木代吉外二十四名の方々が発起人となり、この踏切りを開通し大正十二年六月その完成を見た。そして町民ことごとくが開通を祝福し且つその方々の功績と地域発展を表徴し鎖路開通記念碑を献立し子々孫々にその御芳名を刻み残してあつたことは周知のことでありませぬ。此の踏切は自今五十年の間吾々町民は駅の東西をとわず一般通行者も公道としてあまねくその恩恵に浴してきたものであります。近代に至つては通行人の数も極めて多く保育所幼稚園を初め小中学校生徒は勿論、農場、酪農生、農地事務所、開拓組合、加工工場、一般住民、通学通勤者も益々激増の一途を辿つておる状況であります。尚且つ元来二筋の通路を一本にまとめるとゆうことは却つて道路安全交通のためまえから

考察しても逆行する方策ではあるまいか。町当局の都市計画の基本方針は一体どうあろうが私達には全く判断に苦しむ。鉄道側の一方的な事情のみを基準として、私達住民の自由意思と通行に對する既得権を侵害し通行権を完全に抹殺した処置に對しては絶体に納得出来ないのみならず、私達住民の意思を結集して希望達成まで努力してこの踏切廃止に對し生活権よう護のたてまえからも最後まで抗議せざるを得ない次第であります。

急行が停車することは住民として確かに祝福しているが五十年間も歩き続けていた通路が閉塞された悲しみの方が比較にならない程大きい。何故ならば通路の使用は毎日のことであり生活上切実な問題であるためであります。町の発展は交通計画の恒久的樹立にあるとするならば先づ第一に此の踏切りを基盤として西は町の中央旧国道を基点と結び東は五区から三神須乗に通ずる立体交さ道路を開通することに在ると考えられるが現在の状況下では、其れも不可能に近いと考えますので漸定的な措置として現在までの踏切地点に歩行者専用の跨線橋を構築し住民の便宜を図る様是非共お願い致します。此の一年間いやと言ふ程不便を経験して参りまして跨線橋の必要性が地域住民の中で叫ばれて居りますので、此の私達の願ひを叶えて戴きたく国鉄関係当局に一日も早く陳情されます様、関係住民の署名と地域代表署名捺印の上請願致します。

昭和四十二年六月二十五日

関係地域代表

小川 吉 重[㊟]

岡 富次郎[㊟]

穂 積 正 人[㊟]

真 船 貞 夫[㊟]

薄 葉 始[㊟]

石 本 覚 二[㊟]

紹介議員 円 谷 寛[㊟]

井 戸 沼 俊 顕[㊟]

藤 井 広 昭[㊟]

小 椋 吉 明[㊟]

矢吹町議会議長

富 永 栄太郎殿

〔町有 昭42「矢吹町会議録」抜粋〕

五四七〔昭和四四年国鉄合理化反対の請願〕

請 願 書

一、請願内容 東北本線中小駅の廃止無人化及び手小荷物貨物取扱の廃止に反対の旨の議決を求める件

二、理 由 日本国有鉄道は国鉄財政再建推進会議からされた意見書に基づき、今後中小駅の合理化を推進し

ようとしています。この合理化の内容は中小駅の廃止無人化及び手小荷物、貨物取扱の広域集配などとなっています。

(別紙参照)

このことは市や町や村の発展に大きく支障をきたし、更にはここに働く多くの労働者の生活権をもおびやかすこととなります。従って各地方議会において反対の旨の議決と関係方面に対する請願、陳情など行っていただくよう要請いたします。

昭和四十四年九月 日

矢吹町議会議長殿

国鉄労働組合仙台地方本部

執行委員長 関 川 恒 夫

紹介議員 近 藤 毅 一

渡 辺 正 昭

(注) 合理化案には矢吹駅の貨物取扱廃止が含まれている。

〔町有 昭44「矢吹町会議録」抜粋〕

五四八〔昭和四三年公立義務諸学校の学級編成基準及び教員

定数についての意見書〕

議案第六十七号

公立義務諸学校の学級編成基準及び教職員定数

の標準に関する法律の一部改正に関する意見書

の提出について

地方自治法第九十九条第二項の規定により別紙のとおり意見書

を提出する。

昭和四十三年十二月二十三日提出

矢吹町議会議長

内 藤 武 雄 殿

矢吹町議会議員 井戸沼 俊 顕

安 藤 悌 藏

渡 辺 誠

渡 辺 正 昭

公立義務諸学校の学級編成基準及び教職員定数

の標準に関する法律の一部改正に関する意見書

意見趣旨

文部省の調査でも明らかなように教職員の時間外勤務は一般

化している上、一週間の持ち時間授業数も多く、中学校での免許

外教科を担当する教師も増え、事務職員、養護教員の配置が不十分なため、集金事務、宿日直、給食の世話等本務外の雑務に追われ、そのため、過重な仕事で健康がむしばまれ、疲労を訴え、病気になる教職員が年々増えております。

一方、自主研修の機会がないため、充実した教育をすることができず、児童・生徒の学力向上、生活指導等にも大きな影響を与えております。

県内での過去五ヶ年間（昭和三八年から四三年）の公立学校の児童・生徒の推移を見ますと、小学校では五四、〇五九名の減、中学校では三九、五五三名の減となっております。そのため、教員は小・中学校で一〇六名の減、事務職員は四九名の増、差引き減六一名となり、国勢調査の結果でも県人口の減少率は昭和三五年から四年で三・三％でおよそ六七、〇〇〇名の減となり、年々減少しております。

このように重化学工業を中心とした高度成長政策は若年労働者の都市集中化をもたらし、農山村地帯では急速に人口が減少し、学校の統廃合や寄宿舎の増設、子ども達の通学費等、父母負担が増大する一方、都市及びその周辺では極度に人口が増大し、すしずめ打開での新校舎建築、増改築でこれまた父母負担が増大しております。

現行法の四ヶ年計画による経過措置を終えたこの際、ゆきとど

いた教育の実現と教職員の健康を守るための教育条件整備、労働条件改善をはかるため、当面次のような内容をもられた標準定数法の改正をはかれるよう決議され、国会・文部省・県議会・県教委等々関係当局に要請されるようお願いいたします。

意見事項

——学級編成について——

- 一、単式学級四〇人、特殊学級一〇人とすること。
- 二、同一学年一学級（不経済学級）四九名編制を解消し、普通学級なみにすること。

- 三、複式学級を一九名編制とし、単級、三複以上、飛び石複式、小一年生複式（但し九名以上の場合）を解消すること。

——教職員配当について——

- 一、担当授業時数を小二二時間（最高規制二四時限）、中二〇時間（最高規制二二時限）を算定基礎とし、小学校は専科教員制（音・図は全学年、体・理・家は高学年）をとり入れ、中学校は無免許教科担任をなくし、特殊学級は複数配置とすること。
- なお、寄宿舎をもつ学校には含監を複数配置すること。

- 二、養護教員は全校配置、事務職員は全校配置のうえ小十二学級以上、中九学級以上完全給食実施校は複数配置とすること。

- 三、学校教育法二十九条にもとづく「その他の職種」のうち、栄養士、給食従業員、用務員、警備員、実習助手、図書館司書を

標準定数法に位置づけ、国庫負担対象職員とし、寄宿舎をもつ学校には寮母、炊事婦を複数配置とすること。

〔町有 昭43「矢吹町会議録」抜粋〕

五四九〔昭和四四年学校宿日直廃止の陳情〕

陳情書

宿日直の勤務について、之を廃止していただきたいので、私達の考えを述べ、お願いする次第です。

教職員の宿日直については、以前から之が教職員の本務か否かについて論争されて参りました。しかし、最近になりました文部省が漸次全廃の方向を打ち出して参りましたので、この種の粉争が一部解消されたことは、誠に嬉しい限りでございます。

私達の周囲を見ましても、火災報知の責任を伴う役場職員の宿直を除きましては（これも本来は公立消防署の役割でしょうが）建築物管理の為に、日勤の者が夜まで勤務するという例はありません。（郵便局員等の夜勤はまた別の性質を持ちます）

そもそも教職員の宿日直の発生した源は、当時、全国津々浦々に至るまでの学校に配布されていた御真影を護るということから出ているのでございます。それが、終戦後は、学校の校舎その他の管理と事務連絡という内容に変わり、現在まで続いている訳でございます。卑近な例をとれば、以前も現在も役場職員であって

も火災報知の責任のない町立体育館に併設されている地教委では、宿直室はあっても宿直はおいいていないということからもわかる様に、建物管理だけでは宿日直はおいいていないというのが常識でもございます。

四月の火災で既に実証済みですが、宿直をおいいても火災を防ぐことは出来ませんし、(東白青野小学校)東白青野小学校では、宿直員がいた為に火災が発生しています。盗難も亦然りでございます。そこで、私達は、新校舎が完成しましたら、それを契機に宿日直を廃止していただきたく強く希望いたします。

私達の全席の願いは、単に、他の事業所がやっていないからというだけのものではありません。私達は、教師としての仕事の徹底したいという願いからそう思いますし、一市民として、一週一度の休養は完全に取りたいという、ささやかな願いから発しております。私達は、児童の教育を掌る教諭であり、児童の健康管理を掌る養護教諭であり、学校事務を円滑にすすめる事務職員であります。児童の教育の研究の為に、力量不足ではありますが、どんなにしても努力したいとやって参りました。今後も続けたいと考えております。しかし、今流行のガードマンの役割を負わせられるということについては、早急に善処してほしいと強く訴えるものがございます。"広義に解釈すれば学校管理も児童の為"という古い考えは、この辺で捨てていただきたいと思うものでござ

ざいます。

宿直につきましては、現在十二日に一度まわるようになっており、月平均二日ですが、年になおせば三十日強となり、年間一月は宿直ということになります。しかも火災発生後は、全員が衣服を着用したまま就寝するような心理状態で、その為に宿直あけの日は勿論、二、三日後まで本調子にならないという事の繰り返しでございます。このことは、宿直員の健康を心配すると同時に、教育上非常にマイナスであるということが問題としてとらえて頂きたいと考えます。日直につきましては、本校は職員数が多いので、頻繁にまわる訳ではありませんが、一度日直にあたれば半月は休みなしということになりますし、日曜位しか家族との団らん(ト)の機会を持ち得ない勤労者にとって、日直は非常に辛いものであると御理解いただきたいのです。

御承知のように私達には、労基法にうたわれているように、年間二十日の休暇がありますが、全員が、それを普通日には中々取れません。(定員の関係で)そして、全員が多くの休暇を捨てている現状でございます。それと申しますのも、児童のいる日には休みたくないという気持ちからですので、児童のいない休日には、私達の活力を得る為に休みたいという気持ちなのでございませ

す。
幸い当町は、町当局も町議会も御理解があり、矢吹中学校が新

校舎に移転と同時に宿直全廃という大英断を下されたことについては、絶大な拍手をおくっていただきました。小学校の新校舎落成のあかつきには、中学校より更に進歩した宿直を全廃していただきたいと、心から訴える次第です。

蛇足になりますが、私達は決して、教育の事業をさぼりたいといっているのではなく、夜になったことを気にせず教育研究の討議をしたいのです。日曜日にも、研究会にいきたいし、教材研究もしたいのです。その為に、教師本来の仕事とはかけはなれた宿直の仕事ははずしていただきたいと願っていますのでございます。

何卒、意のあるところをおくみ取りくださいませして、教育にのみ専念せよ”とのお言葉をお聞かせくださいませよう、連署をもつて切に切にお願い申し上げます。

昭和四十四年十二月 日

矢吹町立矢吹小学校

職員 一同

〔町有 昭44「矢吹町会議録」抜粋〕

五五〇〔昭和四十六年私立幼稚園父母負担軽減陳情〕

私立幼稚園父兄負担軽減についての陳情書

主旨

わが国幼稚園教育の振興と幼稚園教育の機会均等を拡充するため、私立幼稚園の園児も公立幼稚園の園児が受けているのと同様の公費（教育費）が受けられるようにしていただきたい。

理由

近年幼稚園教育に対する関心が高まり、年々就園率も上昇しているのですが、そのなかにおいて、私立幼稚園の果している役割は別表①のとおり誠に大きいのであります。

しかし一方においては、私立の園児と公立の園児の父兄負担の格差も年々大きくなっております。これは幼稚園の必要とする教育費のうち父兄負担と公費負担の差が別表②のごとく公私立間において余りにも大きいからであります。

公立の園児に支出されている公費は私立の父兄からも納められたもので私立の父兄は、公立の父兄の負担すべき教育費の一部も負担しているのであります。

公費を国民住民に平等に還元する意味において私立の園児も公立の園児が受けていると同様な公費が受けられるようにして、現在の公私立間の公費負担の不平等を是正し父兄負担の格差を是正していただくべく別表とこれの現在の実施実例を添えて提出い

たしますのでよろしく取計って下さいますようここに陳情いたします。

聖 和 幼稚園 長 淵 田 勝
 聖和幼稚園母の会々長 大木 一也

表①

	園 数 (%)	園 児 数 (%)
国立	三六(〇・四〇)	三、七四三(〇・三九)
公立	三、四四二(三三・八七)	三三、四三〇(三三・三九)
私立	六、五八八(六三・七)	九六、一四六(五五・四)
計	九、五八八(一〇〇・〇〇)	一、三三四、三三八(一〇〇・〇〇)

(昭和四十二年五月一日現在 文部省調査)

表②

	園児一人当の 教 育 費	父兄負担 (%)	公費負担 (%)
公立	三、六九八円	九六・八円(二七・三七)	三、五五〇円(六四・三)
私立	三、〇七五円	二四、九六円(七五・五)	三〇〇円(〇・六〇)

(昭和四十會計年度 文部省調査)
 [町有 昭46「矢吹町会議録」抜粋]

五五一 「昭和四十六年町立乳幼児託児所開設陳情」

町立乳幼児託児所開設のための陳情書

今日のめざましい経済成長にともない、当矢吹町にも沢山の工

場が誘致されました。

一方、諸物価の高騰と低賃金のために、私達婦人も働かなければ生活していくことができない状況となり、働く母親の数は年々増加しております。

憲法にも、勤労の権利と義務が保障され、そのための条件としての生活部面における社会福祉の向上が条文化されていると聞いておりますが、当矢吹町には乳幼児の託児施設がないために、働く女性が結婚し、出産と同時にやむなく職場を去らなければならぬという事態が多く見られました。

幸いに私達は今日まで育助会の方々、特に小室さんの理解と温情により、子供たちを安心して預け、幸せに育ててまいりましたが、この度、明春三月で託児をやめる旨の予告をされました。

他に託児施設がないために、現在子供を預けている私達一同心を痛め途方にくれて居ります。

次代をになう国の財産でもある子供の生存権を尊とび、働く母親が安心して子供を育てるためには、個人の犠牲や温情にすぎることではなく、国や地方自治体の責任において、社会福祉の面から解決すべきであると考えます。

そしてこのことは私達育助会に託児している者だけの問題ではなく、広く矢吹町の働く母親すべての願いであると思ひ、ここに町立の乳幼児託児所の開設をされるよう陳情致します。

つきましては町当局町長さん並びに議会の議員皆様の特段のお骨折りとご理解をいただき、私たちの願いが一日も早く実現することを重ねてお願い致します。

昭和四十六年九月二十三日

陳情者代表 住所 矢吹町小松十六の五五

氏名 藤田 トヨ

(他署名 略)

〔町有 昭46「矢吹町会議録」抜粋〕

五五二 昭和三三年教員組合西白河支部矢吹班の組織

班長に円谷氏

矢吹班教組総会

教員組合西白河支部矢吹班総会は二十九日矢吹小学校に開かれ、役員選挙の結果班長に円谷庄助(矢吹小) 副班長に畠山武雄(川崎小) 円谷幸雄(三神中) 書記長小林定雄(矢吹中) 同次長大竹重信(同小)の諸氏と決定。

〔昭23・5・2「やぶぎタイムス」抜粋〕

五五三 昭和三八年矢吹地区労働組合協議会結成

矢吹地区労働組合を結成

矢吹地区の各単産五百人の組合員はこのほど矢吹地区労働組合

を結成、今後の運動方針として「地方行政の民主化に関する活動」などを決め役員を次のとおり選出した。

▽議長黒羽清(全農地) ▽副同鈴木保夫(国労) 事務局長渡辺喜一(全通) ▽常任委員藤田正雄(日教組) 小平正一(農協職

組) 石川三治(全林野) ▽会計監査矢部二郎(県南酪農)

〔昭38・5・4「矢吹タイムス」抜粋〕

五五四 昭和三九年平和と民主主義を守る矢吹地方共闘会議結成

成

平民矢吹地方共闘会議(開)再会される

去る九月十六日町内、民主団体、活動家、労働組合の代表が、

矢吹地区労働組合協議会の呼びかけにより参集し、巾広い地域共闘の必要性を痛感し、安保斗争以来開店休業状態になっていた共闘組織を再編成して当面する国民運動を統一して推進していくことを決意した。

議長に円谷寛氏推選さる

続いて組織づくりに入り、名称を「平和と民主主義を守る矢吹地方共闘会議」(略称平・民矢吹地方共闘)とし次の役員を推選した。

議長 長 円谷 寛 町 議 四区

副議長 鈴木保男 地区労働議長 四区

井戸沼俊顯 町議 中畑	〃	大竹孝八 大屋郵便局 一区	〃	事務局長 藤田正雄 矢吹中 三区	事務局長 高村輝雄 青年会 三区	〃	事務局長 斎藤 仁 矢吹清掃社 三区	〃	委員 井上三昭 国鉄 四区	委員 佐藤隆夫 矢吹郵便局 一区	委員 浅野 潔 三神小 中畑	委員 藤田安央 農地事務所 一区	委員 小川哲男 營林苗畑 五区	委員 佐藤正義 日 酪 五区	委員 佐藤幸夫 鼎南酪 六区	委員 小平正一 矢吹農協 二区	委員 星 直彦 矢吹農協 四区	委員 佐久間金市 工 員 五区	委員 野崎和夫 農 中畑	委員 佐藤千代 青年会 三神	委員 小針俊次 農 三区	委員 近藤毅一 町議 二区	委員 岡崎哲郎 大屋中 下新城	委員 梅宮利秋 信一小 四区
-------------	---	---------------	---	------------------	------------------	---	--------------------	---	---------------	------------------	----------------	------------------	-----------------	----------------	----------------	-----------------	-----------------	-----------------	--------------	----------------	--------------	---------------	-----------------	----------------

岡部シマ子 中畑 中 五区
菅野匡子 農 二区
小林利男 農 三神
菅野昌和 農 六区

以上の人々で共闘会議(註)の運営にあたることになった。

活動の中から組織拡大を!

平和と民主主義を守る、願いをもつ人々すべてを結集するために活動を通じて広くよびかけよう。

当面の活動決定

原子力潜水艦寄港阻止東日本大集会に代表を参加させよう。

代表候補 鈴木保男 高村輝雄

そのためのよびかけとカンパ活動を直ちにおこす。

(注) 実際には代表として、円谷寛・鈴木保男・小林利男の三氏を送った(平民情報 No. 4)

〔二九六四・九「平・民・情報 No. 1」抜粋〕

五五五〔昭和四四年矢吹町職員労働組合結成〕

(表紙)

「昭和四十四年十二月一日

組合結成趣意書

仮称矢吹町職員労働組合」

吾等矢吹町役場職員は矢吹町の発展、付いては我々職員の健全なる発展のため、協同の和を図り住みよい矢吹町、住みよい職場を作るため公僕の自覚に徹し、各々職責を尽し町民の信頼に応えるため、ここに職員の団結を図り地方公務員としての自分を研修し融和結合により経済的文化的社会的地位の向上を図るためここに組合を結成するため、この趣旨に御賛同下さい。

加入者名(略)

〔矢吹町職員労働組合文書綴〕

五五六 〔昭和四四年矢吹町原水爆禁止運動〕

原爆患者を救おう

女子矢中生が資金カンパ

矢吹地区労の人々は昭和二十年八月六日、広島に原爆が落された日を「人類平和の日」として、矢吹町役場前と矢吹駅前で当時の痛ましい「原爆広島写真展」を開く一方、町民に平和を呼びかけるチラシを配ったが、この運動に感激した矢吹中学生三年の女子生徒二人が、原爆症でいままお病床にある人々の援護資金カンパのため、同町中町の中元売出しの抽せん会場に募金箱を設置して町民への協力をもとめたと、三百八十三円の浄財が寄せられた。この二少女は七日、この浄財を「広島に原爆症に苦しむ人々にあげてください」と矢吹中学校に寄託、関係者感激させ

た。

〔昭44・8・9「矢吹タイムス」抜粋〕

五五七 〔昭和四五年原爆の日のサイレン吹鳴〕

八月六日は原爆の日

広島市に原爆が投下されてから八月六日で二十五周年になるが、矢吹町では原爆によって死亡した広島市民への愛悼と人類の平和を祈って同日正午にサイレンの吹鳴を行なうことになった。

〔昭45・7・22「矢吹タイムス」抜粋〕

解説

矢吹町での原水爆禁止運動は、昭和三十八年第九回原水爆禁止世界大会に、白河地方代表団の一員として矢吹地区労働が中心になって代表を送ったのがはじまりである。翌三十九年には運動の分裂によって第十回大会と三県連主催大会の両方に代表を送っている。

昭和四十年は実行委員会を組織し第十一回大会に代表を送り翌四十一年に原水爆禁止矢吹町協議会を結成した。

現在まで代表として参加した人々は次の通りである。

昭38第九回浅野潔(教員) 昭39第一〇回梅宮利秋(教員) 三県連大会柏木和日子(県職員) 渡辺喜一(郵便局) 昭40第一一回佐藤千代(青年会) 昭41第一二回柏村重紀(高校生) 昭42第一三回佐藤幸夫(青年) 昭43第一四回藤田正雄(教員) 昭44第一五回菅野幸吉(建設) 昭45第一六回渡辺英一(農業) 土本安子(農協) 昭46第一七回堀江功(商業) 昭47第一八回斎藤好司(教員) 鈴木保男(国鉄) 昭48第一九回安斎正夫(教員) 昭49第二〇回佐川喬(林野) 昭50第二一回斎藤好司(教員) 昭51第

二二回小林正二（勤労者） 昭52統一大会岡部シマ子（教員）

（原水爆禁止矢吹町協議会事務局資料）

五五八〔昭和四五年沖繩返還要求国民運動陳情〕

沖繩返還要求国民運動の活動資金助成のお願い

春四月、日ましに暖かさを感じる季節を迎えましたが、自治体首長、議会議長殿には地方自治のために、日夜お励げみのことと拝察申しあげます。

さて私たちは、例年サンフランシスコ「平和条約」によって祖国の一部である沖繩県が、日本から切り離された四月二十八日を中心として、沖繩返還要求の国民運動を続けてきました。

政府は、昨年の「日米共同声明」によって、七十二年には沖繩が完全に返還されるような報道をしています。

しかし、私たちが「日米共同声明」を見る限りでは、第六項に「七十二年中に沖繩の復帰を達成するよう、この協議を促進すべきことに合意した」とあるだけであり、さらに第四項には「万一本トナムにおける平和が実現していない場合には、そのときの情勢に照らして十分協議する」とすらつけ加えられています。この文書から見る限りでは、何一つ沖繩返還問題は解決していません。だけでなく、ここでは「施政権」の問題はとりあげられていません。沖繩県民を始め、日本国民の悲願である核兵器の撤去、核もちこ

みの禁止やアジアの緊張に重大な影響を与えるアメリカ軍基地などには、いささかも変更を加えるものとはなって居りません。

私たちが求めるものは、沖繩が確実に返還されることであり、しかも核も基地もない沖繩が平和な島として返ってくることであります。

このため私たちは今年も全国を結ぶ、国民大行進や海上大会などの計画をたて運動を進めています。

去る三月十五日、青森市を出発しました行進が、四月十四日、貴市町村を通過することになって居ります。この行進には、沖繩県代表の上地明君も参加して居ります。

この国民運動の趣旨に賛同頂き、国民行進団に対する活動資金の援助や、湯茶の接待などをして頂けるならば有難いと存じまして、書状をもってお願いする次第であります。

一九七〇年四月五日

沖繩返還要求福島県実行委員会

事務局長 菊 地 喜 義 団

事務局 郡山市大町二一一八

福島県平和委員会内

各市町村長殿

各市町村議長殿

〔町有 昭45「矢吹町会議録」抜粋〕

五五九「昭和四六年」あかるい矢吹町をつくる会」結成」

みんなの手で、明るい町をつくりましょう

力を合わせれば住みよい町をつくることができます

去る一月二十三日「あかるい矢吹町をつくる会」準備会が民主体の代表、有志など多数参集し開かれました。

◆会の名称は「あかるい矢吹町をつくる会」としました。

◆会は

○健康で明るい町を、

○安心して住める町づくりを、

○住民のための住民の行政を、

実現させるために、住民の要求を広くとりあげ、みんなの手をとりあい、運動を広め小さな声を大きな声にして力とするよう「一致した要求で」運動を起こします。

◆会の主旨に賛同する方なら個人、団体を問わずどなたでも参加できます。

地方自治は民主主義の学校と言われます。みんなの要求で民主政治の実現を……

当面の運動は

たとえば：

○日大問題の真に町民の利益になる解決を

二億円の財産を来るか来ないかわからない日大に、ただでく

れることは町民全体の損失です。みんなが納得のいく解決をはかりたいものです。

○乳児保育所設置の実現を

最近共稼ぎをしなければ生活できない状態が日ごとに深まり、矢吹町でも共稼ぎが増えましたが、乳児保育所がないため乳児をかかえ、想像以上の苦勞をしています。ポストの数ほど保育所をつくらせようではありませんか。

○七十歳以上の老人の医療費を無料に

すでに他町村では実現している。長い間社会に貢献した方の医療費は完全無料にしたいものです。

○義務教育の全校均等化と父母負担の軽減

町村合併してすでに十五年、まだ同一町内で格差はなくなっていない。また年々父母負担による教育費は増えるばかりです。計画的教育施策が必要なのではないのでしょうか。

○交通安全対策と町道の舗装を

もっと積極的に交通戦争に立ちむかう施策が必要です。また、町道舗装をもっと住民の側に立ってすすめ側溝排水路の整備など住みよい町づくりをすすめたいものです。

あかるい矢吹町をつくる会規約

(名称)

第一条 この会の名称を あかるい矢吹町をつくる会 とす

第五条 この会の構成は次の通りとする。

(目的)

第二条 この会は次のことを目的として運動をすすめる

一、中央直結でない民主的町づくりの実現をはかる

二、憲法をくらしの中に生かし健康であかるい町をつくる

くる

三、軍国主義に反対し平和で豊かな町民の生活を保障

する町をつくる

四、公害・交通事故・災害などをなくし安心して住める

住民のための町をつくる

(活動の基本)

第三条 この会は、住民の要求をひろくとりあげ、第二条の

目的達成のため運動をおこし、不一致点についてはね

ばり強く話し合う。

(会員)

第四条 この会の会員は、会の目的、運動の基本に賛同する

者で別に定める会費を納入する者はだれでも会員にな

ることができる。ただしこの会の目的と活動を妨害し

破壊する者の加入は認めない。

(構成)

第八条 この会の会費は年間一〇〇円とする

(役員)

第六条 この会には次の役員をおく

一、会長 一名

二、副会長 若干名

三、常任幹事 若干名 委員よりえらぶ

四、委員(代議員) 各団体・支会ごとに一名

(会議)

第七条

一、総会 必要に応じ開く、会長が必要と認め

た場合、会員からの要請がある場合会長が召集する

二、常任幹事会 会長・副会長・常任幹事をもって構

成し具体的な方針などを決定する、会長が召集する

三、委員会 会の方針・決算・役員を選出など必

要事項の協議・決定をする。会長が必要と認められた場

合、会員の要請がある場合会長が召集する

(財政)

二 この会の経費は会費および寄付金・事業収益をもつてあてる。

三 収支決算は監査をうけ年一回報告をする

(監査)

第九 条 この会に監査三名をおき、会計決算、会務の監査を行ふ。

(事務所)

第十 条 この会の事務所は会長の定めるところとする

(規約の改廃)

第十一 条 この規約の改廃は委員会で行う

昭和四十六年一月二十三日制定

(注) 発足時 会長酒井占雄、副会長円谷寛・菅野昌和・近藤正三・斎藤好司である。

〔昭46・1「あかるくする会ニュース」No.1〕

五六〇〔昭和五〇年地方財政確立に関する請願〕

地方財政確立に関する請願

紹介議員 菅野 昌 和

矢吹町議会議長殿

昭和五十年三月七日

請願者 自治労福島県本部

中央執行委員長 佐川 栄 次郎

住所 福島市杉妻町二ノ一六

請願理由

昭和四十七年度決算にみるわが国行政総経費の分担は、政府三十一・六%、自治体六十八・四%で、このうち自治体は教育、公共事業をはじめ生活・児童保護にかかわる社会保障、清掃、消防など住民生活に直結する行政事務、事業を担当し、戦後憲法に唱われる地方自治の確立に努めています。

しかるに、この憲法の要請する地方財政は、インフレ、総需要抑制のもとで、深刻な状況に追いこまれ、住民生活を危機においこんでいます。

このため、従来の地方財政のあり方を根本的に見直し、地方財政の健全な発展を通し住民福祉の向上をはかるため、税源、行政事務の両配分を含む、次の六項目について、所要の施策を緊急に実施されるよう地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出されたく要請します。

請願事項

一、インフレと総需要抑制策による地方財政への圧迫を緩和する財源措置をとられること

二、保育所、幼稚園、学校、住宅をはじめ、超過負担の解消のために直ちに所要の措置をとられること

三、自治体の自主財源確立のため、税制の改革をはかり、当面交付税率を四十％に引上げること

四、国庫補助負担金制度の改革

五、交通、上下水道、病院等の地方公営企業の独立採算制、地方債の許可制の廃止と改善を行なうこと

六、政府と自治体との行政事務と財源の民主的配分の検討をはじめること

〔町有 昭50「矢吹町会議録」抜粋〕

五六一〔昭和三十九年第三五回メデー矢吹地方第一回メデー

開催〕

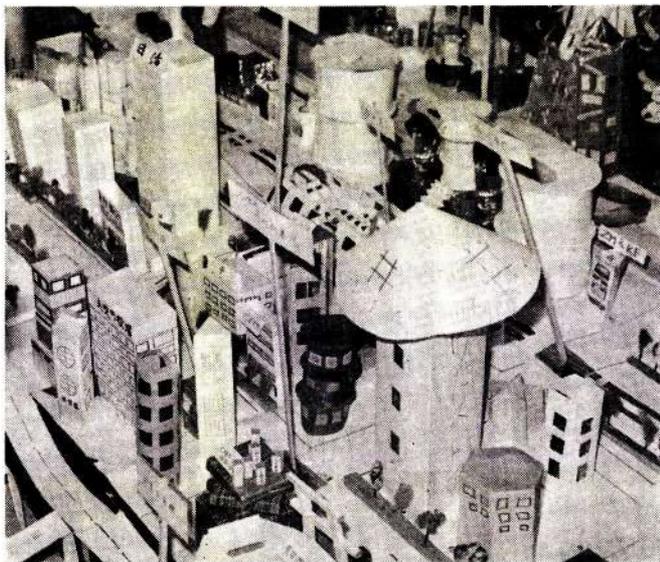
メデー第十回常任委員会で決定

第三十五回働く者の祭典メデー対策については、種々議論の結果地区労結成初めてのころろみとして、矢吹駅前で開催。デモ行進は駅前から会田病院前から新城道を通り旭町から駅前にて流れ解散する。

△動員目標▽全農地、県南酪農、農協、東邦銀行、教組、県職、全通、社会党、共産党、民社党、日酪、国労、全林野、その他民主団体。

〔昭39・4・17「矢吹地区労報」No5抜粋〕

〔注〕矢吹地方でのメデー行事のはじめである。運営委員長に



未来の矢吹町（矢吹中学校文化祭作品）

地区労議長、議長団に教組、全通の代表をえらび、スローガンは参加団体が各一項目づつ持ちよるといふもので、統一スローガンは「矢吹地区より一万円以下の労働者をなくせよう」であった。当日はちょうちんデモをおこなっている。これ以後、毎年続いている。

第六編 現代資料解説

一 矢吹町史現代資料編の構成

第六編は、現代の資料をもって構成した。

現代の始点をどこにおくかは、すでに「近代資料解説」においてふれたが、日本の歴史の中で、ことに明治維新以後においては、一九四五年（昭二〇）八月の敗戦と戦後の改革が、最大の歴史的な画期であり、世界的にも第二次世界大戦の終結は、大きな転換期である。

現代は、私たちが現にその中に生き、歴史の変革と創造に参加しているという線上にある。そして未来への転換をつづけ完結していない時代でもある。

矢吹町史は、昭和二〇年（一九四五）敗戦というまぎれもない事実から出発して、占領下を経て、昭和五〇年（一九七五）までを原則として対象とした。昭和五〇年を一応の区切りとしたのは、全く編集事務上の理由からであり、必要によっては、それ以後の資料も関連の中で集録したものもある。

資料の収集に当っては、実に多くの方々の示唆・ご協力を受けながら、主として役場文書、広報紙、地域紙、各種機関・団体の

記録によるものが多く、個人所有文書は比較的すくない。また現代資料は、いわゆる「生きている資料」が多く、かつ膨大であり、紙頁の都合などで多くは割愛せざるを得なかった。

これらの多岐に亘る現代資料の保存は公文書保蔵方法の確立、資料館、図書館等の設立の見通しに立って、今後に残される課題となる。資料集は今後も画期を設定して公刊されるべきであるうし、また日常的準備・整理も必要な事と考えられる。

本編は、敗戦と戦後の諸改革の動き、町村合併による新町の設立誕生、経済の復興、住民の活動などに焦点を当てて関連する資料を集録した。編集に当っては体系的配列を意図したが、満足するものにはならなかった。

分類と構成については、近代資料編と同じく先進地域の町村史を参考としながら、以下のとおりとした。内容によっては純然と分け得ないものがあり、関連させてみていただければ幸いである。

矢吹町史現代資料分類項目

一 政治

1 議会

2 行政

(1) 行政一般

(2) 行政機構

第6編 現代

3 財政

4 地域振興

二 町村合併

三 産業・経済

1 統計

(1) 土地

(2) 人口・職業

(3) 生産

2 農業

(1) 農政と農業経営

(2) 農業団体

(3) 開拓と用水

3 商工業

4 交通・通信

四 教育・文化

1 新教育体制

(1) 六三三制

(2) 教育委員会制度

(3) PTA

2 学校教育

(1) 小学校

(2) 中学校

(3) 幼稚園

(4) 高等学校

(5) 研究所

(6) 講習所

(7) 大学

(8) 学校給食

3 社会教育

(1) 講座・学級等

(2) スポーツ

(3) 公民館

(4) 社会活動

4 文化

(1) 文学活動

(2) 文化活動

(3) 地域広報紙

(4) 宗教・信仰

五 社会・生活

1 生活

(1) 自治

(2) 生活

2 警察・消防

3 保健

(1) 保健

(2) 衛生

(3) 環境

4 災害・救済

5 社会福祉

6 社会運動

以上のように分類し、特に町村合併に関連する資料はまとめて項を設けた。また、文学活動については、作品を掲げ集録することとした。これらの資料には、資料番号、標題、原資料名、資料本文、最後に資料所在名、出典、所蔵者名の順に配列し、必要なものについては解説、または注を付した。

二 矢吹町史現代資料編の主要内容

集録されている資料のうち主なものは次のとおりである。

一 政治

昭和二二年（一九四六）から昭和五〇年（一九七五）までを原則として、政治に関する資料を集録した。

敗戦による新生日本の誕生は、今までの政治体制を大きくかえ、民主政治の実現・地方自治確立・発展へと変容をとげる。

主として矢吹町役場文書・矢吹町議会議録の中から抜粋して集録した。

内容は次のとおりである。

1 議会

2 行政

3 財政

4 地域振興

1 議会

資料一～五は、昭和二二年（一九四七）四月五日、第一回知事・市町村長選挙がおこなわれついで、同月三〇日地方議会議員選挙が施行された。それ以来の、旧村町・及町の議員名である。

資料六・七は初期の矢吹町会会議規則である。その他議会内の主な事項をあげるにとどめた。資料一二は、参議院議員選挙投票における投票率日本一の事項であるがここに収める。

2 行政

ここでは、(1)行政一般 (2)行政機構に区分し、戦後の行政の動きが明らかになるよう考慮した。

(1) 行政一般

資料一三は、戦後の体制の変革をどう受けとめたか知る手がかりとなる。

資料一四は、第一回首長選挙によって選出された中畑村長後藤胖の就任挨拶である。これよりおくれること数日、矢吹町長就任挨拶がなされているが、内容はほとんど同じである。当時の意気込みが感じられる。

資料一五の中畑村政基本綱領は、当時としては画期的なもので、本文が入手できなかったがその主旨は明らかである。

資料一七は、天皇の東北巡幸の際の準備記録である。資料一八は二〇は矢吹町制五〇周年祝賀関係の資料である。

資料二一・二二に合併前までと合併後に分けて歴代町長名を掲げた。

以下、主な出来事と町章・町の花・町の歌の制定についての資料を収めた。

(2) 行政機構

矢吹町役場の事務分掌の変遷と機構の改廃などの関係資料を集録した。

3 財政

歳入・歳出決算書を合併前と後に分け節を設定して集録し財政

規模の変遷を知る手がかりとした。

4 地域振興

都市計画 建設計画 振興計画などの主なものを集録し将来へ
の方向を明らかにするための資料とした。また、広域市町村圏の
資料を末に付した。

二 町村合併

行政資料の中から特に、町村合併関係資料をここにまとめ項を
設けた。現在の矢吹町の出発点ともいえるべき事項なので経過も含
めて関係ある資料すべてを集録した。

三 産業・経済

戦後の産業・経済に関する資料を集録した内容は次のとおりで
ある。

1 統計

2 農業

3 商工業

4 交通・通信

1 統計

この項は、(1)土地 (2)人口・職業 (3)生産に区分して主として統計表に町史編纂室がまとめた。

(1) 土 地

資料九五に総面積・地目別面積を一括し、さらに農地改廃面積も付して土地の動きがわかるようにした。就職人口の統計表などと付合わせると全体的動きを知る手がかりとなろう。

資料九七に〔国土調査にもとづく字名の変更〕の一覧表を加えた。地名の研究、民俗調査の参考にもなる旧字名が消えてしまうことは惜しまれるが、せめてここに記録することにした。

(2) 人口・職業

人口の推移と就業者数・事業所などの統計をあげた。資料一〇一の製造事業所名は昭和五二年三月現在の矢吹町役場産業課の記録によるものである。

(3) 生 産

資料一〇二は産業別生産所得によって生産の状況を総括したものである。

資料一〇三は町村合併の際の各町村現勢の基礎資料となったもので合併後の現勢と比較すると参考になる。

資料一〇四以下は、矢吹町の中心産業である農産業の統計資料を集録した。

2 農 業

この項は、(1)農政と農業経営 (2)農業団体 (3)開拓と用水に区分して戦後の農業関係の資料を集録した。

(1) 農政と農業経営

戦後の「民主化五大政策」の一つ「経済諸機関の民主化」の中で農村の「民主化」は、画期的な変革となる。昭和二〇年（一九四五）一月九日占領軍総司令部から政府にあてた「農地改革についての連合軍最高司令官覚書」によれば「日本政府は民主主義的傾向の復活強化に対する経済的障害を除去し、人民の権威尊重を樹立し、日本農民を数世紀におよぶ封建的抑圧の下においてきた経済的束縛を破壊するため、日本の土地を耕すものが、彼等の労働の成果を享受する平等を持つことを保証する……」とあり、地主と小作制度に対する半封建的生産関係への指摘とその変革の要求であった。

このころ、国会では「土地改革案」が上程され審議中であったが、この「覚書」で大きく影響を与え地主層議員による抵抗も試みられていたが、同年一月一八日に改正農地調整法案が会期を四日間延長して成立した。

このようにして、「第一次農地改革」がはじめられる。資料一〇〇は、改正農地調整法による農地委員第一回の選挙結果報告と改

革の内容である。

この第一次改革には、自作農創設に重点がおかれ、小作関係の調整は副次的にしか、とらえられないなど、多くの欠陥があり、やがて不満となって現われ、政府はこれまでの軟弱な態度を改め昭和二十一年七月二十六日「農地制度改革の徹底に関する措置要綱」を閣議決定し、いわゆる「第二次農地改革」に入った。

昭和二十二年三月三十一日第一期農地買収から昭和二十五年七月二日第一六期まで農地の移動がおこなわれ農地改革は進行する（資料一・一・一一二）

昭和二十七年（一九四二）一〇月、食糧管理法が制定され、食糧営団によって主食の全面的な国家管理がはじまる、やがて戦争の拡大は農村から働き手をうばい、作付面積や反当収量もいちじるしく減少の方向をたどった。

戦後、軍人は戦場から帰り、軍需産業の徴用労働者は、工場からふるさとへ帰る。そして食糧不足は一層深刻になり、敗戦国民を飢餓に追いやった。供米、供出は強化され、昭和二十二年二月に「食糧緊急措置令」が公布され強権発動して供出割当の強制収用するまでになった。供出の割当ては、重大事項となり、行政ルートと農民の間に立って両者の調整をする「食糧調整委員会」が設けられ、（同年八月）これが昭和二十三年七月には「食糧確保措置法」が制定されると「農業調整委員会」となり委員の公選が一

月三〇日全国一斉におこなわれた。資料一・一三〇～一・一六は矢吹町の供米状況を示し、資料一・一七・一・一八はその間の事情を物語る。供出制度はその後昭和二十九年（一九六四）まで続くがその間、食糧の増産運動、自作農創設、農事改良など農村復興の努力が続けられる。

資料一・一九は、食糧増産の入選論文で当時の労苦を知ることができよう。

資料一・二〇～一・二二は中畑村・三神村の農業振興計画をあげた。農業改良の面では資料一・二三に保温折衷苗代に関する資料を収める。

戦後の農村復興と農政の中で大きな役割を果たしてきた。農地委員会 農業調整委員会 さらに農業改良委員会はそのそれぞれの任務を終え、三委員会の機能を統合した「農業委員会」が設置されるのは昭和二十六年（一九五二）三月「農業委員会法」の成立によってである。農業委員会設置当初の活動を資料一・二四は示す。

昭和二十八年（一九五三）の冷害・凶作は戦後未曾有であった。資料一・二五は中畑村の状況と対策である。関連資料は五社会生活4災害・救済五〇九・五一〇にある。

資料一・二六・一・二七は供米制度の廃止と統制撤廃のうごきに対する反応である。

資料一・二八は昭和二十三年（一九五八）の矢吹町の農業状況を示

し一二九は農業実践の一例を取めた。

昭和二七年ころになると主要食糧の国内需給に安定がみられ、

昭和三〇年代に入ると経済の高度成長が展開され第二次産業との格差農家経済の安定と向上が問題となる。そこに登場するのが「新しい村づくり」「新農山漁村建設総合対策事業」である。資料一三〇はその計画書抜粋である。これは昭和三一年から三五年ころまでおこなわれている。

資料一三二は米価に関する資料の一部であるが、米価が問題になり、全国的に要求運動がおこるのは昭和三二年ころからで各団体が結集して署名運動・陳情などがくりひろげられる。

戦後の農政を大きく書きかえた「農業基本法」は昭和三六年（一九六一）六月六日成立した。この成立までには種々論議を呼ぶところとなり、農民にとっては大問題となっていた。資料一三三は成立後のよびかけである。

農業基本法の成立にそって広域農業振興・農業構造改善が促進されることになるが資料一三四は矢吹町広域農業振興計画の抜粋である。資料一三五～一三七は工場誘致による農工コンビナート計画など関連しての計画なのでここに収めた。

米づくりを中心として努力を重ねてきた日本の農業にとって、米の生産調整Ⅱ減反は、大きな転機を迎える。資料一四〇～一四二は、その関連資料である。

資料一四六～一五〇は畜産関係の主な資料を集録した。

(2) 農業団体

ここでは、矢吹町内の民間農業団体の資料を集録した。加えて資料一七一に白河営林署苗畑の概要を載せた。苗畑は地域からの労務者も多く、広大な栽植場をもち、矢吹農業経営研修所と並んで地域の特徴を形成している。

資料一七二は県立竹木工芸試験場誘致運動の資料であるが、矢吹地方には竹林が多く、そこに着目したものと思われるが誘致は成功しなかった。昭和二五年（一九五〇）に社会福祉法人矢吹町社会福祉協議会竹工芸品授産所など開所されていた。

(3) 開拓と用水

すでに、第五編近代資料の二産業・経済3矢吹原開拓の解説でふれたが、矢吹方原開拓の第三の時期に当る部分をここでとり上げた。

羽鳥ダムの完成と用水路建設は、矢吹方原の開拓を飛躍的に展開させ、荒地、畑地を水田と化した。矢吹町の今日と羽鳥用水は先人の苦難と共に忘れることのできないものである。

資料一七三～一七五は羽鳥用水に関するもので、起工は戦中であるが一括してここに収めた。資料一七六は羽鳥用水利用の矢吹方原土地改良区関係資料である。

国営・県営の開墾事業の終結は戦後になるが関係資料は第五編

近代資料に一括した。

資料一七八～一八七は、矢吹原戦後開拓の記録である。戦後の混乱と生活難・資材難の中で、復員・転職・羽鳥ダム水没農家などさまざまな条件の人々の苦闘の跡である。資料の多くは、六区（東郷）の方々の記録集「開拓30年のあゆみ」におうところが多い。

3 商工業

資料一八八～一九二は戦後の配給制度と食料・物資難の実態を示したものである。資料一九三は戦後組織化された農業協同組合が農民の自立経済を目ざして各地でとり組んだ農産物加工工場の一例であるが産業経済の復興と共に多くは消えていった。資料一九四の屋根用コバ生産はトタンなどの物資不足の中で生み出されたもので脚光を浴びた新産業として扱われていることは興味深い。

資料一九五・一九六は、昭和二二年に廃止された公益賃屋が、戦後のインフレーションによる生活難、加えて昭和二八・九年（一九五三・四）の冷害・凶作による農民救済のため、復活して設置することを決めている。

しかし、町当局の財源難のため復活するにはいたらなかった。資料一九七・一九八は、白河信用金庫の沿革である。他の金融

機関については、第五編近代資料二産業・経済6商工業三九〇～三九八に集録してある。

資料一九九は戦後の矢吹町の経済復興に大きく貢献した矢吹町経済振興会の結成の記事で多方面な活動を展開し、産業・経済はもちろん文化・スポーツなどにも大きな働きをして、町政をリードする役割を果たした。

資料二〇〇～二〇二は、矢吹町商工会に関する資料である。これは現在の商工会であるが、この設立以前に任意の商工会が設立され有志によって運営されていたというが、具体的資料を見出すことができなかった。

昭和三〇年代の後半は、農村構造の変革が進行する中で地方への工場誘致が進められる時期である。昭和三五年（一九六〇）の「工場誘致奨励条例」資料二〇三「昭和三八年矢吹町工場誘致条例」がつくられ、工場の進出が奨励される（資料一〇一矢吹町の「製造事業所名」参照）

資料二〇四は、矢吹町商工会でおこなった「矢吹町商店街診断報告書」の抜粋で当時の状況を知ることができよう。

4 交通・通信

鉄道、バス、道路、電話、電気関係の主な資料を集録した。特に資料二一八・二一九は自動車の増加にともなう交通事情の悪化

から交通戦争とまでいわれるようになった時期の交通安全対策の資料の一つである。昭和五年には全町的に交通安全母の会なども結成されている。

四 教育・文化

昭和二年（一九四六）から昭和五〇年（一九七五）までを週刊として、教育・文化に関する資料を集録した。

ポツダム宣言の達成は、戦後の再建日本の大きな課題であり至上命令でもあった。中でも教育の「民主化」文化国家の建設は、共通のスローガンであり急務とされた。教育の一大改革と、その後の変遷の資料を集録する。文化については、地域の文化活動を中心にあげた。最後に、宗教・信仰の項では、明治期以後の資料を一括してここに収めた。

内容は次のとおりである。

- 1 新教育体制
- 2 学校教育
- 3 社会教育
- 4 文化
- 1 新教育体制

ここでは、(1)六・三・三制 (2)教育委員会制度 (3)PTA に区分し、主として教育制度の変遷が明らかになる資料を収める。

(1) 六・三・三制

昭和二〇年八月一日、ポツダム宣言受諾の日から約一〇日にして、早くも敵国非諷図書・文書の処置についての通達が出されている(資料二二五)資料二二六と二二一は諸改革の方針などを示したものである。資料二二二は、日本国憲法と並んで制定された教育基本法の制定経過資料で、資料二二三は、六・三・三・四制の新学制実施についての資料である。これら前段の資料は、いずれも本町所在の資料ではないが、戦後の出発点ともなる資料なのでここに収めることとした。

資料二二五は、中央の方針に対応して教育問題に対処するために設置された臨時教育専門委員会の記録であり、主として新制中学校建設についての協議がこの場でおこなわれた。また、このころすでに高等学校誘致が議題としてとり上げられていたことがわかる。

資料二二六と二二七は、諸制度の改革、財政難など、当時の混乱の一端を示す資料である。ここに収めなかったが、昭和二三年一月矢吹町では、新制中学校校舎建築のためその財源として町有林を処分しなければならなくなり「町民の声を聴く会」を各区分ごとに夜間開催し、議員、役場、学校の代表も参加して話し合っ

ている、当時の行政の姿勢を示すものとして興味深い。

(2) 教育委員会制度

ここでは、地方教育委員会制度の変遷の資料を集録した。

昭和二年（一九四八）七月、教育委員会法が公布され同年一

〇月第一回教育委員選挙がおこなわれて教育委員会が発足した。

しかし、都道府県と五大都市は義務設置であったが、市町村については地方の任意とされていた。その後、法的地位、職務権限などに検討が加えられ、市町村教育委員会義務設置の方向が出されるが、全国市町村の組織である全国市長会・全国町村会や日本教育員組合は、「①教育委員会制度の趣旨が、まだ国民一般に理解されていないこと。②地方教育委員会設置の適正規模の問題が未解決であること。③すべての市町村に地方教委を設置することは、地方財政の窮迫している現在、いよいよ町村財政を圧迫すること。④人事権と給与権の問題が未解決であり、このままでは教職員人事行政上、混乱を来すこと。⑤教育長の適格者が不足していること。」（福島県教育史第三巻）をあげ強力な反対運動をした。これらの点については、設置後種々の混乱や、問題点となつて残る。国会でも賛否両論あったが衆議院の解散などにより見切り発車され、昭和二年（一九五二）十一月一日から全国すべての市町村に義務設置される。

昭和二年一〇月五日一斉に教育委員会委員の選挙がおこなわ

れ、矢吹町にも教育委員会が誕生する。資料二三八は、記念すべき第一回委員会の記録である。

資料二四〇は、町村合併後の第一回委員の顔ぶれと決意である。

昭和三一（一九五六）六月従来の教育委員会法の大改正がおこなわれ、賛否両論半ばして「議会上その例を見ない混乱のうちに」成立した。全国地教委連絡協議会・教育学者・日本教職員組合などは「中央統制色濃し」として反対運動を展開した。資料二四一は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の成立直後の朝日新聞記事である。

この法律の成立によって、矢吹町でも任命制の教育委員が誕生する。資料二四二～二四三は、任命制の第一回教育委員会の記録である。

(3) P・T・A

昭和二年（一九四七）五月二四日付をもって福島県教育民生部長から、各学校にパンフレット「父母と先生の会資料」が配られ、県の指導助言によって、県内各学校にP・T・Aの組織づくりが具体化する。

学校と地域社会の関連を重視し「地域社会なくしては、学校教育は成り立たない」という米国の教育思潮が導入されたことにより「民主教育」の実現のために、従来の保護者会・後援会・父兄

会が改組され、物心両面にわたって、学校教育に大きな影響を与えることになる。

資料二四四～二四七はP・T・A創設期の事情を説明している。資料二四八は矢吹小学校P・T・Aの発足の記事であるが、各校とも創設期の記録保存にとほしく、また紙頁の関係もあって活動内容に詳しくふれられなかった。歴代会長名は各学校の沿革の概要表中に記してある。

2 学校教育

(1)小学校 (2)中学校 (3)幼稚園 (4)高等学校 (5)研修所 (6)講習所 (7)大学 (8)学校給食に区分し、その主な資料を集録した。

(1) 小学校

資料二五一は六・三・三・四制発足以前の矢吹町国民学校高等科授業料徴収の議案で、戦後二〇年二年は従来と同じようにならわっていた。

資料二五二は戦後の甘味料の乏しき折、ネズミのシッポと飴玉を交換してネズミの撲滅運動をおこなった資料で全果的に展開された。戦後の学童の生活を示すものとして収めた。

戦後の教育は、教育の内容・方法などについても、戦中の否定の上に出発しているが全く五里霧中のありさまであった。資料二二六の「新日本建設の教育方針」を受けて、従来の教科書を省略

削除して、いわゆる「墨塗り教科書」を使用していた。

昭和二年四月の六・三制発足に先だって、文部省は「学習指導要領一般編 試案」を発行し、はじめて教育現場に具体的なやりどころを示した。各地で研究会や講習会が開催され、いわゆる「新教育」がはじまった。

新しい教科書は社会科が生れ、社会科を中心とする「地域社会教育計画」「総合教育計画」がその主流となり「コア・カリキュラム」ブームの時代となる。資料二五三・二五四は矢吹小学校の研究・実践で郡内でも白河第一小学校と並んで先進的な役割を果たした。

資料二五五は、戦後教育の一つの特徴である週五日制授業の実施についての資料である。

さまざまな議論の中で昭和二四年四月から実施されたが問題点も多く定着しないまま昭和二七年三月でこの制度はなくなっている。

資料二五六は矢吹小学校優等賞廃止について学校から出された広報である。当時としては一つの画期となった。

資料二五七は、戦後ようやく北朝鮮への帰国船が実現し、まだ見ぬ故国へ帰る矢吹小学校児童に関する記事である。資料二五八～二七二までは各小学校の主な事項についての資料をあげた。各小学校のあゆみについては、創立百年記念誌をそれぞれ作製し

ているので参照されたい。資料二七三～二七五は統計・沿革の概要を取めた。

(2) 中学校

六・三・三制の発足によって設立された中学校（一般的に新制中学校と呼称）の資料は統合中学校の新設によって散逸してしまっている。資料二七六は過渡期の中学校の状況を示す。資料二七七～二八五は主に校舎建築に関するもので、地方財政難の中の、ツギハギ校舎の実態がわかる。

資料二八六～二八八は矢吹・中畑・三神の各中学校の廃止と統合中学校建設についての資料である。資料二八九は各中学校の学級数、生徒数の推移を示した。資料二九〇・二九一は、中学校体育連盟（中体連）活動の一端である。二九二は、現矢吹中学校の沿革である。旧三中学校の資料については消失した部分もあり掲載することができなかった。

(3) 幼稚園

町立、私立の幼稚園についての資料を集録した。町立の幼稚園としては、矢吹町の創立は県内一七番目で早い方であった。

(4) 高等学校

高等学校の誘置については、昭和二三年からその要望がありしばしば論議されるところであった。その後、定時制矢吹分校の設置にはじまり、進学希望者の増加（別表参照）などといまっ

て、しばしば町議会でもとり上げられ、誘置運動が展開された。

昭和五二年四月県立矢吹高校の設立は、実に三〇年に亘る町民の悲願の達成であった。その経過等主な資料をここに集録した。

(5) 研修所

福島県農業経営研修所についての資料である。設立から昭和二〇年までの変遷については、第五編近代三教育・文化5農場の項に収めてある。戦前・戦中・戦後を通じて果たした役割の相違はあるが一貫して農業人の育成に当り修了生も全県にまたがり、それぞれの地域で活躍をしている。

本町唯一の専門教育機関であり、昭和五三年度から、福島県農業経営大学校として近代的中堅農業人の育成に当たることになっている。

(6) 講習所

戦後の農業復興・酪農振興の農政の中で、日本酪農講習所の果たした使命は大きかった。全国的に人材を集め、全寮制をとり大自然の中での研修の成果は、北海道から九州・沖縄にまで及んでいる。昭和四五年閉所されたが本町の特徴ある施設としてここに収めた。

(7) 大学

実現しなかった幻の大学、当時の人々の間に大きな関心をよび、話題になった。町政の場でも大きく論議された日本大学誘致に関

する資料の主なものを集録した。このことが、その後の町政の方向を決定づける要因の一つになったことは事実であるし、文教施設の地方拡散の流れの一つとしてここに収める。

(8) 学校給食

学校給食が奨励され、実施されるのは、戦後の食糧事情の悪化、欠食児童の統出などを背景として昭和二十二年からである。

矢吹町では補食給食として昭和二十九年（一九五四）から実施されている。昭和四七年（一九七二）完全給食が要望されその実施方法などをめぐり論議がかわされ、調査や議会上初の公聴会なども開かれた。それらの資料をここに収めた。

3 社会教育

ここでは、広い社会教育といわれる分野を(1)講座・学級等(2)スポーツ(3)公民館(4)社会活動に区分して集録した。

昭和二〇年（一九四五）一〇月文部省に社会教育局が新設され、昭和二十一年に県にも社会教育課が生れたが、初期の社会教育は主として啓蒙運動であり、青年・婦人を対象としての助成活動が中心であった。

町の行政の中で系統的な社会教育が実施されるのは、それよりずっと後のことになるが、青年会・婦人会の活動から出発している。

(1) 講座・学級等

資料三三四～三三九は各種講座などの連絡・達などである。三三八は中畑村で企画された民衆大学講座で内容は残念ながら不明であるが当時の意気込みが感じられる。

資料三四〇～三四八は各種講座・学級の活動の内容を年次的にその主なものだけ示した。資料三四九は昭和五三年現在の諸団体をあげたがこの他にも小人数のサークルが多数ある。

(2) スポーツ

スポーツ施設・体育祭・オリンピック・スポーツ団体などの資料を収めたが近年、ますますスポーツは盛んになり活動も活発となっている。各種大会、戦績などは割愛せざるを得なかった。

(3) 公民館

今日、社会教育を論ずる時施設としての、公民館を度外視することはできない。ここでは、年次的に中央公民館設立までの主な資料を収めた。

(4) 社会活動

社会教育の範囲に入ると思われる、さまざまな活動の中から主なものを収めた。

資料三七九～三八二は成人式行事についての資料であるが、現在では該当者が企画・運営に当り成人の記念祭的なものになっている。資料三八三以下、青少年問題協議会・子ども会育成会・ボ

イスカウト・ライオンズクラブ・三鷹市交歓など、継続している活動の創立当初のころの資料の一部である。他にも各種活動はとくに近年活発になっているが、ここでは割愛した。

4 文化

多面にわたる文化活動・運動の分野を次の項に区分してその主な資料を集録した。

- (1) 文学活動
- (2) 文化活動
- (3) 地域広報紙
- (4) 宗教・信仰

矢吹町は、戦前から俳句・短歌・川柳などの創作活動が活発である。戦後その系譜を継いで、同人組織、サークルなどがつづられている。資料三九〇・三九一は、その一つである。個人・同人などの発刊物も多く、県文学賞など各賞の受賞者も多い。資料三九二は、発刊書を一覧としてまとめた。この他にも、かくれた作品集があるかとも思われるが、以上のとおりである。

昭和四二年（一九六七）、創作者の大同団結が成って矢吹ペンクラブが設立された。

矢吹ペンクラブの設立は、矢吹の文学活動の中で大きな意義をもち、文学を町民の身近なものとする働きをもった。文芸誌「矢吹文芸」を創刊し年刊誌として作品発表の場をもっている（資料三九三）

資料三九四は、俳句・短歌・里謡・川柳・詩・小説の作品をあげた。所載に当っては、矢吹ペンクラブに作品の選定を依頼し、既に発表されている作品の中から選んだ。他にもすぐれた作品があるかとも思われるが、当編集室で知り得たものにとどまったのでお断りしておく。

(2) 文化活動

文化に関する諸活動の資料と文化財保護関係についての資料を取めた。

戦後、文化国家の建設は共通の課題として広く叫ばれ活発に活動が展開された。

資料三九五～三九七は、美術協会・明朗クラブ・オリンピック協会など文化活動団体に関するもので一時期、活発な活動が展開された。また、このころ文化協会も設立されているが詳細を伝える手がかりはない。資料三九八は、当時大流行した素人ノド自慢大会の記事で各地でこのような催しが開かれ唯一の娯楽であった。

資料三九九・四〇〇は映画常設館の新設運動であるが、昭和三一年に現中町地内に旭会館として建設され当時数少ない娯楽施設の一つとして人々に親しまれたがテレビの普及と共に昭和四〇年ころ閉鎖された。

資料四〇四～四〇八は文化財保護についての資料である。昭和四〇年代に入ると地域振興、開発の展開と共に自然保護・環境保

全などとともに文化財の保護が問題となり農耕地の整備・道路建設・東北新幹線鉄道の建設などともなつて遺跡発掘調査などもおこなわれ、文化財の保存、みなおしが盛んとなった。

(3) 地域広報紙

昭和五二年現在の地域広報紙をあげた。情報化時代などといわれる最近、地域のミニコミの果たす役割は大きく、それぞれの生活の中に定着してきている。この他に各学校PTA・子ども会育成会・自治会・各団体会報など定期・不定期の広報紙があり、関係項目に掲載したが一部は省略した。

(4) 宗教・信仰

近代資料編に宗教・信仰の項を設定しなかったので、ここに一括して、寺社・教会などの資料を収めた。その他の宗派・信仰については、資料入手困難と実態の調査が困難のため割愛せざるを得なかった。

五 社会・生活

昭和二一年から昭和五〇年までの社会生活に関する資料を集録した。

内容は次のとおりである。

1 生活

2 警察・消防

3 保健

4 災害・救済

5 社会福祉

6 社会運動

1 生活

(1)自治 (2)生活に区分して地域での生活、を知る資料を集録した。

(1) 自治

戦前・戦中の隣組制度の解体後、しばらくの間、空白があったが、生活の安定とともに自治会が組織されることになる。資料四五〇は戦後の歟柄講の資料である。四五〇は戦後の歟柄講の資料である。

(2) 生活

資料四五一～四五五は、戦後の生活難・食糧難の時代の資料の一部である。配給・統制経済下の生活の一端を明らかにすることができよう。

戦争の傷跡は、生々しくいつまでも残った。戦後処理と、生活の変化を示す資料として四五六～四六二を収めた。

資料四六六～四六八は町営住宅に関する資料で住生活の一面を

知ることができよう。

2 警察・消防

資料四六九～四七三は警察制度の変遷を示す資料である。資料四七四～四七七は戦後再出発した消防団と広域消防についての資料である。最後に防犯に関する資料を収めた。

3 保健

(1)保健 (2)衛生 (3)環境に区分し住民の健康に関する資料を収めた。

(1) 保 健

国民健康保険組合(任意)に関する資料、隔離病舎・医療機関ガン追放宣言などの資料である。

(2) 衛 生

ここでは、上水道、衛生処理などの資料をとりあげた。

(3) 環 境

火葬場・墓地と場の関係資料の他近年、問題化されている環境保全、公害に関する資料を収めた。

4 災害・救済

台風による災害、火災、冷害の主な事項とその対策の体制など

に関する資料を収めた。冷害に関しては、三産業・経済2農業の項でもふれているので参照されたい。

5 社会福祉

社会福祉に関する資料と各種福祉施設についての関係資料を集録した。

6 社会運動

各種団体・地域などからの請願・陳情などの中から全国的な運動となっているもの。あるいは、地域として大きく問題になったものなどをあげた。また各種社会運動団体の結成に関する記事など集録した。

(藤 田 正 雄)

所載資料目錄

口	繪	918
第五編	近代	921
第六編	現代	935

口 絵

資料名	所在地	所蔵者名
町の木「あかまつ」		個人発刊誌の一部
町の花「しゅんらん」		矢吹町議会議場
町民の歌—矢吹町役場庁舎		全国表彰受賞記念 矢吹町町会議員
柿之内・田内村絵図	田内	町村合併祝賀式
旧中畑陣屋と二本カヤ（県指定天然記念物）	角田庄次井門	合併関係書類
河川改修前の泉川沿岸		合併一五周年ポスター
河川改修・ほ場整備後の泉川沿岸		合併一五周年祝賀式
中畑開田ほ場整備記念碑		矢吹町振興計画
東北自動車道矢吹インターチェンジ		矢吹町議会全国表彰の表彰状
矢吹町工業分布図		明治八年徴兵令状
三神村・中畑村・矢吹町町勢要覧		明治八年兵卒辞令
「のびゆく企業」		日本海海戦絵馬
矢吹町要覧		明治二八年征清日誌
工業団地誘致工場の一部		征露凱旋祈願絵馬
同工場の内部		矢吹陸軍飛行場開場式
矢吹の文芸誌		愛国機福島号の飛来
「岩代文学」		報国機福島号見物の人々
「竜」		飛行場工事風景
「矢吹文芸」		義捐金募集運動
「の」		国防婦人会

国防婦人会講演会

大政翼賛会発刊物

矢吹町鉱山勤労報国隊

勤労奉仕団の出発

勤労奉仕の青年団

大政翼賛会ポスター

隣組防空演習

中畑村消防団金馬籠

大正一〇年矢吹消防組第五部

昭和一二年矢吹消防音楽隊

中畑村消防団表彰旗

中畑村警防団表彰旗

昭和五三年矢吹町消防団秋季検閲

交通安全室

交通安全母の会交通指導

子ども会育成会交通指導

白河地方広城市町村圏消防署矢吹分署

白河警察署矢吹警察官派出所

明治三四年ころの矢吹小学校

昭和四三年ころの矢吹小学校

昭和四五年ころの矢吹小学校

旧三神小学校

昭和四五年ころの三神小学校

明治期の中畑小学校

中畑小学校沿革誌

大正二年新築の中畑小学校

昭和四五年ころの中畑小学校

昭和四七年新築・移転の中畑小学校

学校給食風景

旧矢吹中学校

創設当時の矢吹中学校

旧中畑中学校

旧三神中学校

昭和四〇年統合矢吹中学校

県立白河農業高等学校矢吹分校

県立白河高等学校矢吹分校

県立矢吹高等学校設立祝賀パレード

県立矢吹高等学校

昭和五一年一月三日

矢吹中学校創立10周年記念タイムカプセル収納式

矢吹ひがし保育園

三神幼稚園

三神幼稚園玄関と通園バス

矢吹中央幼稚園

ひまわり公園

農民健康増進施設の一部

矢吹勤労者体育センタープール

「ガン追放」成人病巡回検診

「あなたと町長との立話」風景

三神農業協同組合二〇年誌

中畑農業協同組合記念誌

矢吹原開拓三〇年記念誌

矢吹ヶ原開拓農業協同組合二〇年誌

矢吹原開拓記念碑

矢吹町農業共済組合事務所

若者の集い

矢吹おどり流し

所 載 写 真

県立矢吹原修練農場正面と日輪兵舎全景

昭和五年ころの矢吹町本町通り

昭和五三年矢吹町本町通り

未来の矢吹町（矢吹中学校文化祭作品）

写真は個人提供及び矢吹町役場企画広報課 同総務課

教育委員会 町史編集室撮影

第五編 近代 (II)

三 教育・文化

一 学事統計

資料 番号	資 料 名	所在地	所蔵者名	頁
四五九	矢吹の村々の寺小屋(一)	県立図書館	県立図書館	5
四五〇	矢吹の村々の寺小屋(二)	県立図書館	県立図書館	5
四六一	明治七年矢吹の村々の公立小学校	文部省	文部省	5
四六二	明治八年矢吹の村々の公立小学校	文部省	文部省	5
四六三	明治二〇年西白河郡民度調(学事)	県文化センター	県文化センター	6
四六四	明治二〇年三城目尋常小学校報告	町	有	6
四六五	明治二二年三城目尋常小学校報告	町	有	6
四六六	明治二二年矢吹尋常小学校報告	町	有	7
四六七	明治二六年三神村学事年報	町	有	8
四六八	明治二八年矢吹村事務報告(学事)	町	有	8
四六九	明治四〇年矢吹町事務報告(学務)	町	有	11
四七〇	明治四五年矢吹町事務報告(学事)	町	有	11
四七一	大正六年中畑村事務報告(学事)	町	有	12
四七二	昭和二年中畑村事務報告(学務)	町	有	12
四七三	昭和八年中畑村事務報告(学務)	町	有	13

- 四六 明治三二年三神村教育品展覽會開催之為小学校授業休止ノ件認可
- 四七 明治四〇年三神村高等小学校の教科を併置する件の認可
- 四八 明治四〇年三神村校舎新築ノ件認可
- 四九 明治四一年三神小学校敷地変更の件
- 五〇 明治四一年三神小学校代用校舎借入延期ノ件
- 五一 明治四一年三神小学校新築工事請負規程
- 五二 明治四一年三神尋常高等小学校位置
- 五三 明治四二年三神小学校校舎敷地の御料地貸下認可
- 五四 校舎新築の延引その他教育上に及ぼせる影響
- 五五 明治四二年三神小学校児童成績概況
- 五六 明治四二年三神小学校児童訓育要項
- 五七 明治四二年三神小学校児童保護会概況
- 五八 大正二年明新季節分教場設置認可
- 五九 大正一二年三神小学校々々増築の認可
- 六〇 三神村の教育―郷土誌―
- 六一 明治一五年一月中野目小学区学務委員申付福島県達
- 六二 明治二六年三神村学務委員規程
- 六三 明治四一年三神村学務委員に関する規程中追加及更正
- 六四 明治四一年三神村学務委員選挙の件
- 六五 明治二七年三神小学校授業料廃止ノ件許可
- 六六 明治四〇年三神高等小学校授業料徴収規程
- 六七 明治四一年三神小学校授業料徴収規定中追加更正ノ件
- 六八 大正七年三神村へ義務教育国庫負担金交付
- 六九 大正一〇年三神村小学校教員旅費支給方法

中野目

町	三神小学校	有	49
町	三神小学校	有	49
町	三神小学校	有	50
町	三神小学校	有	50
町	三神小学校	有	50
町	三神小学校	有	52
町	三神小学校	有	52
町	三神小学校	有	53
町	三神小学校	有	53
町	三神小学校	有	54
町	三神小学校	有	54
町	三神小学校	有	55
町	三神小学校	有	55
町	三神小学校	有	55
町	三神小学校	有	56
町	三神小学校	有	56
町	三神小学校	有	56
町	三神小学校	有	57
町	三神小学校	有	57
町	三神小学校	有	57
町	三神小学校	有	57
町	三神小学校	有	58
町	三神小学校	有	58
町	三神小学校	有	58

五四	明治四一年矢吹小学校生徒授業料徴収規則改正	町	有	76
五四	明治四三年矢吹小学校生徒授業料徴収規則改正	町	有	77
五四	明治三二年矢吹村小学校地買入ノ件	町	有	77
五四	明治三四年矢吹小村小学校地買上ケノ件	町	有	77
五四	明治三六年矢吹小学校敷地取広メノ件	町	有	77
五四	明治四〇年矢吹小学校敷地買入ノ件	町	有	78
五四	明治四四年矢吹小学校増築ノ件	町	有	78
五四	明治四四年矢吹町教育資金借入ノ件	町	有	78
五三	明治二四年矢吹小学校図書目錄	町	有	79
五三	大正二年矢吹小学校子守教育実施その他	矢吹小学校	有	80
五三	大正六年矢吹小学校通学団結成その他	矢吹小学校	有	81
五三	明治二五年矢吹村学務委員設置規程	町	有	82
五三	三神村農業補習学校の沿革	三神小学校	有	83
五三	三神村補習教育及青年訓練所沿革	三神小学校	有	83
五二	明治二五年三神小学校補習科設置許可	町	有	84
五二	明治二六年三神小学校裁縫科ヲ加フル件許可	町	有	84
五二	明治三四年三神第二小学校補習科廃止の件認可	町	有	84
五二	明治三五年三神第一小学校補習科設置ノ件認可	町	有	84
五二	明治三七年三神村補習科設置ノ件認可	町	有	85
五二	明治三九年三神村農業補習学校設置ノ件認可	町	有	85
五二	明治四一年三神村立農業補習学校改称の件認可	町	有	85
五二	昭和四年三神村立実業補習学校名称変更並学則改正認可	町	有	85
五二	昭和八年三神村立青年訓練所経費補助金交付	町	有	85
五二	昭和一〇年三神村青年学校名称改称と学則改正認可	町	有	86

- 五六 大正一五年矢吹町立矢吹青年訓練所設置
- 五九 中畑実業公民学校の沿革と変遷
- 五〇 中畑村青年訓練所・青年学校沿革
- 五一 昭和一〇年矢吹町青年学校学則
- 五二 昭和一九年東京都目黒区内国民学校児童疎開者名簿
- 五三 昭和二〇年中小都市児童の疎開強化について
- 五四 昭和二〇年生徒児童の夏休み中の取扱い
- 五五 昭和二〇年新型爆弾に対する心得

3 青年会・等

- 五六 明治四一年創立矢吹町青年会
- 五七 大正五年創立矢吹青年団
- 五八 大正九年創立矢吹処女会
- 五九 昭和二年創立矢吹町女子青年団
- 六〇 明治三〇年中畑村青年学友会と活動
- 六一 明治四〇年創立中畑青年会
- 六二 大正七年三神村青年団その他へ村費補助許可
- 六三 大正一〇年三神村青年団その他への補助金支給の認可申請
- 六四 昭和三年矢吹少年赤十字団発团式その他
- 六五 昭和一五年矢吹町報徳館条例施行細則
- 六六 昭和一五年矢吹町報徳館業務規程

4 スポーツ・文化

五七 三神村体育活動状況

	町	町	町	町	町	中畑小学校	中畑小学校	矢吹小学校	矢吹小学校	矢吹小学校	矢吹小学校	本町	仲西正次	県教育庁	県教育庁	県教育庁	三神小学校
	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
	101	100	100	99	99	98	98	97	97	97	96	96	95	95	93	90	89
																	102

五八 大正期少年野球大会で中畑小学校チーム活躍

五九 矢吹のテニス

六〇 中畑村銃剣道会員数調

六一 昭和一五年第一〇回明治神宮国民体育大会地方大会通牒

六二 明治三年八月奉納中畑八幡神社句額

六三 俳句集「秋五題」

六四 矢吹の村々の俳人と作品

六五 書画家名

六六 明治一二年買芝居開催願

六七 大正一〇年公衆館建設許可

六八 大正期の巡回文庫

六九 大正六年度図書館に関する調査一覧

5 農 場

七〇 県立修練農場沿革

七一 昭和九年県令福島県立修練農場規程

七二 昭和九年訓令福島県立修練農場処務規程

七三 昭和一一年県立修練農場修練生募集

七四 昭和一八年県告示福島県勤労訓練所規程

七五 昭和一九年公告農村婦人幹部修練生募集要綱

『福島県野球史物語』

『桑野テニスクラブ会報』

中畑小学校

町 有

中畑岡崎長成

中町円谷重夫

『福島県俳人事典』

中野目大木守之

中町仲西藤次

町 有

県庁文書

県農業経営研修所

県立図書館

県立図書館

県立図書館

県立図書館

県立図書館

103

103

104

104

105

105

109

110

111

113

114

115

115

116

118

121

122

123

四 社会生活

1 生活

- | | | | | |
|-----|----------------------|-----|-----|-----|
| 六〇六 | 明治七年中畑新田村費取調書上 | 新町 | 佐久間 | 一二 |
| 六〇七 | 明治七年中畑村・滑津村郡界訴訟福島出頭記 | 中畑 | 岡崎 | 長成 |
| 六〇八 | 明治九年中畑村・滑津村郡境訴訟書 | 中畑 | 岡崎 | 長成 |
| 六〇九 | 明治一八年中畑村・滑津村境界実査通知 | 中畑 | 岡崎 | 長成 |
| 六一〇 | 明治二二年中畑村民益会趣意書・申合規約 | 中畑 | 岡崎 | 長成 |
| 六一一 | 明治四〇年ころの労働の慣習 | | | |
| 六一二 | 明治期矢吹町の生活 | | | |
| 六一三 | 大正三年矢吹町第二区长当选告知書 | 本町 | 熊田 | 俊一 |
| 六一四 | 大正一三年矢吹町行政区設置の規程 | | | |
| 六一五 | 昭和一二年弥栄第二部落会費通知 | 弥栄 | 愛沢 | 晃 |
| 六一六 | 昭和一三年弥栄第二部落決定通知 | 弥栄 | 愛沢 | 晃 |
| 六一七 | 昭和一四年弥栄部落新年祝賀式通知 | 弥栄 | 愛沢 | 晃 |
| 六一八 | 昭和一六年一〇月町常会提出事項 | 本町 | 熊田 | 俊一 |
| 六一九 | 昭和一八年中畑村区と区长報酬額 | | | |
| 六二〇 | 大和久村くわがら講定 | 大和久 | 星 | 信之助 |
| 六二一 | 明治九年神葬祭葬儀助合順番 | 中町 | 渡辺 | 泰助 |
| 六二二 | 明治四四年中組神葬祭仲間規約書 | 中町 | 渡辺 | 泰助 |

2 警察・消防

六二三 矢吹警察分署沿革

三神小学校

141

六五	明治四年三月中野目村慈幼錢積立調帳(控)	中野目	円谷善人	174
六六	明治八年一月中野目村貯蓄穀書上げ	中野目	円谷善人	176
六七	明治一八年備荒儲蓄金完納についての達	中畑	岡崎長成	177
六八	明治三五年三神村罹災者小屋掛材料給与	町	有	177
六九	明治三六年三神村糶借用証文	中野目	円谷善人	177
七〇	明治三六年矢吹町窮民救済方法	町	有	178
七一	明治三九年凶作関係郡長報告	県文化センター	有	178
七二	三神村窮民救済基金管理規程	三神小学校	有	180
七三	明治三九年三神村救荒予備条例	町	有	180
七四	明治三九年中畑救荒予備条例	町	有	181
七五	明治三九年三神村凶作に付種糶給与	町	有	182
七六	大正三年矢吹町凶作対策事業	町	有	182
七七	大正一三年矢吹町霜害被害地々租免租請願	町	有	185
七八	昭和五年七月矢吹町出水災害復旧工事	町	有	185
七九	昭和七年矢吹町時局匡救道路改修工事	町	有	186
八〇	昭和七年矢吹町農村振興土木工事道路改修	町	有	186
八一	昭和七年矢吹町公益質屋条例設定	町	有	187
八二	昭和七年矢吹町公益質屋条例施行細則	町	有	188
八三	昭和七年矢吹町公益質屋業務規定	町	有	189
八四	昭和七年矢吹町公益質屋資金起債の件	町	有	189
八五	昭和七年矢吹町公益質屋経営の件	町	有	189
八六	昭和八年矢吹町救荒予備金積立停止	町	有	190
八七	昭和八年中畑村時局匡救土木工事	町	有	191

- 六九 昭和九年三神村凶作対策事業起債許可
- 七〇 昭和九年中畑村凶作対策事業
- 七一 昭和九年三神村恩賜郷倉設置
- 七二 昭和九年矢吹町恩賜郷倉設置
- 七三 昭和九年中畑村郷倉条例設定について
- 七四 昭和一〇年中畑村郷倉条例設定について
- 七五 昭和一〇年三神村凶作対策事業費起債許可
- 七六 昭和一七年矢吹町堰堤災害復旧工事
- 七七 昭和一七年矢吹町振興委員設置

5 社会運動

- 六九 明治一七年加波山事件と小針重雄
- 七〇 明治一六年三浦文治宛小針重雄書簡
- 七一 加波山革命拳兵の檄
- 七二 加波山事件裁判
- 七三 明治一九年七月加波山事件東京重罪裁判所判決文
- 七四 明治三二年青年運動「神州青年研究会」
- 七五 「智識の戦場」発刊の辞
- 七六 神州青年研究会会員募集・研究会規則
- 七七 明治三三年八月神州青年研究会事務所移転
- 七八 大正五年一月馬頭税廃止運動費領収書
- 七九 昭和八年県南プロレタリア文化運動「白河事件」

6 戦争と生活

- 七〇 明治八年兵卒申付

町	町	町	町	町	町	町	町
有	有	有	有	有	有	有	有
199	198	198	197	196	194	192	191

高橋哲夫『福島民権家列伝』	『福島県史』	『自由党史』	『自由党史』	『日本政治裁判史録』	『福島県史』	長沼町小中	長沼町小中	長沼町小中	本町熊田俊一
『福島県史』	『自由党史』	『自由党史』	『日本政治裁判史録』	『福島県史』	長沼町小中	古川	古川	古川	『福島民友』
199	206	206	207	210	213	214	216	218	219

本町 佐藤一美

219

- 五九 昭和二年防空演習通知
- 六〇 昭和二年応召兵歓送の通知
- 六一 昭和三年慰問袋調製の通知
- 六二 昭和十五年国民精神総動員実践網整備費補助金交付
- 六三 昭和一六年軍事援護の事項
- 六四 昭和一七年矢吹町警防委員設置規程
- 六五 昭和一七年中畑村大東亞戦争完遂貯蓄通知
- 六六 昭和一八年配給制による衣料切符
- 六七 昭和一九年中畑村疎開者に対する住居年限特免について
- 六八 昭和二〇年矢吹町の状況
- 六九 中畑村支那事変大東亞戦争戦没者名
- 七〇 三神村戦没者名
- 七一 矢吹町戦没者名

第六編 現代

一 政治

1 議会

- 資料番号 資料名
- 一 三神村村会議員名(昭和二二年以後)
- 二 中畑村村会議員名(昭和二二年以後)

資料番号	資料名	所在地	所蔵者名	頁
五九	昭和二年防空演習通知	弥栄	愛沢晃	267
六〇	昭和二年応召兵歓送の通知	弥栄	愛沢晃	267
六一	昭和三年慰問袋調製の通知	弥栄	愛沢晃	267
六二	昭和十五年国民精神総動員実践網整備費補助金交付	中畑	小針頼晴	268
六三	昭和一六年軍事援護の事項	中畑	小針頼晴	268
六四	昭和一七年矢吹町警防委員設置規程	中畑	小針頼晴	268
六五	昭和一七年中畑村大東亞戦争完遂貯蓄通知	中畑	小針頼晴	268
六六	昭和一八年配給制による衣料切符	中畑	小針頼晴	269
六七	昭和一九年中畑村疎開者に対する住居年限特免について	中畑	小針頼晴	270
六八	昭和二〇年矢吹町の状況	中畑	小針頼晴	270
六九	中畑村支那事変大東亞戦争戦没者名	中畑	小針頼晴	275
七〇	三神村戦没者名	中畑	小針頼晴	275
七一	矢吹町戦没者名	中畑	小針頼晴	276

- 三 矢吹町町会議員（昭和二二年以後）
- 四 矢吹町町会議員（合併時）
- 五 矢吹町町会議員（昭和三十一年以後）
- 六 昭和二一年矢吹町町会議規則
- 七 昭和二二年矢吹町町会議規則
- 八 昭和二六年矢吹町町会議員に対する感謝状
- 九 昭和三六年矢吹町町議事事務局設置条例
- 一〇 昭和三八年議員定数減少の条例
- 一一 昭和五二年「議会広報」創刊
- 一二 昭和二五年矢吹町町参議院議員選挙投票率日本一

2 行 政

(1) 行政一般

- 一三 昭和二一年度矢吹町町事務報告
- 一四 昭和二二年中畑村初村会における村長挨拶
- 一五 昭和二三年中畑村政基本綱領
- 一六 昭和二一年新憲法発布記念造林
- 一七 昭和二二年天皇御巡幸奉迎準備
- 一八 昭和二五年矢吹町制五〇周年記念行事
- 一九 昭和二五年町制五〇周年を迎えて
- 二〇 昭和二五年町制五〇周年祝賀行事
- 二一 昭和二二年と合併までの歴代町村長
- 二二 昭和三〇年合併後の歴代町長

町	町	町	町	町	町	町
有	有	有	有	有	有	有
299	299	298	298	296	292	291
289	288	288	288	288	288	288

町	町	町	町	町	町	町
有	有	有	有	有	有	有
302	302	303	303	303	306	307
300	300	303	303	303	306	307

- 三 昭和三〇年町長就任挨拶
- 四 昭和三八年町長就任挨拶
- 五 昭和四六年町長就任挨拶
- 六 昭和三九年三鷹市との姉妹市町提携
- 七 昭和四三年矢吹町合併一五周年明治百年記念行事
- 八 昭和四三年矢吹町章制定
- 九 昭和四九年町の木・町の花決定
- 十 昭和四五年「行政十大ニュース」
- 十一 昭和四八年「町政この一年」
- 十二 昭和四九年「町政この一年」
- 十三 昭和五〇年町民の歌決定

(2) 行政機構

- 十四 昭和二二年矢吹町事務分掌
- 十五 昭和二八年矢吹町事務分掌条例の改正
- 十六 昭和三〇年矢吹町課設置条例
- 十七 昭和三〇年矢吹町役場支所設置条例
- 十八 昭和三〇年新矢吹町の組織
- 十九 昭和三一年矢吹町課設置条例改正
- 二十 昭和三一年矢吹町役場出張所設置
- 二十一 昭和三四年矢吹町課設置条例の一部を改正する条例
- 二十二 昭和三四年役場業務の改善に関する決議
- 二十三 昭和三四年矢吹町課設置条例の改正
- 二十四 昭和三八年矢吹町課設置条例一部改正

町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町
 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有
 326 325 325 325 324 324 322 322 321 321 320

町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町
 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有
 320 318 314 313 312 312 311 311 310 309 308

- 三九 昭和二〇年学校より神道教育の排除
- 三〇 昭和二十一年政教分離の達
- 三一 昭和二〇年五大改革の指示
- 三二 昭和二十二年教育基本法の制定
- 三三 昭和二十二年六・三・三・四制の実施の文相訓示
- 三四 昭和二十二年新制中学校設立について
- 三五 昭和二十二年臨時教育専門委員会の設定
- 三六 昭和二十三年立場に迷う校長会議
- 三七 昭和二十三年寄付金の抑制についての達

(2) 教育委員会制度

- 三六 昭和二十七年矢吹町教育委員会第一回会議
- 三七 昭和二十七年矢吹町議会から教育委員選出
- 三八 昭和三〇年町村合併の教育委員挨拶
- 三九 昭和三十一年教育行政の大きな転換
- 四〇 昭和三十一年矢吹町教育委員会任命について議会の同意を求める
- 四一 昭和三十一年任命制教育委員会第一回定例会

(3) P T A

- 四二 昭和二十二年「父母と先生の会」設立運営協議会開催
- 四三 昭和二十三年 P T A 運営と教育委員選挙啓蒙について
- 四四 昭和二十三年教育委員選挙の反応
- 四五 昭和二十三年「父母と先生の会」の本義と使命
- 四六 昭和二十三年矢吹小 P T A の発足

東京法令『日本史資料』
 県教育庁 573
 県教育庁 572

『やぶきタイムス』
 文部省 575
 文部省 577
 県教育庁 579
 町 有 579
 県教育庁 580
 県教育庁 580

町 有 583
 町 有 584
 町 有 584
 『朝日新聞』
 町 有 585
 町 有 586
 町 有 588

『やぶきタイムス』
 県教育庁 589
 県教育庁 591
 『やぶきタイムス』
 小学館『教育技術』
 592
 『やぶきタイムス』
 593
 595

三九 昭和四〇年統合中PTAの発足
 三〇 昭和二三年矢吹小PTA活動

2 学校教育

(1) 小学校

三三 昭和二一年矢吹町国民学校授業料制限外徴収
 三三 昭和二三年ネズミ撲滅運動と飴玉特配
 三三 昭和二三年矢吹班教組でコア・カリキュラムと国語教育
 三四 昭和二三年小学校社会科の研究
 三五 昭和二四年週五日制授業の実施
 三五 昭和三三年矢吹小学校優等賞廃止
 三七 昭和三四年北朝鮮帰還の矢吹小児童
 三六 昭和二八年矢吹小学校々舎落成記念行事
 三六 昭和三一年三神小学校新築
 三六 昭和三一年三神小学校事務報告
 三六 昭和三一年三神小学校新分校改築について陳情
 三六 昭和四四年矢吹小学校火災概要と対策
 三六 昭和四四年矢吹小学校プール完成
 三六 昭和四五年矢吹小学校新校舎落成の祝歌
 三六 昭和四五年中畑小学校建築促進決議案
 三六 昭和四六年矢吹町立中畑小学校移転新増築工事
 三六 昭和四六年三神小学校に屋内体操場完成
 三六 昭和四七年三神小学校プール完成

町 有 『やぶきタイムス』 596 595

町 有 597 597

県教育庁 『やぶきタイムス』 597

『やぶきタイムス』 598 597

『やぶきタイムス』 599 598

『教育やぶき』 600 599

『教育やぶき』 601 600

町 有 601 601

町 有 602 602

町 有 603 603

町 有 604 604

町 有 605 605

町 有 『矢吹タイムス』 605 605

町 有 606 606

町 有 607 607

町 有 608 608

町 有 609 609

町 有 610 610

- 三二 昭和三六年矢吹高校設置調査委員会々議録
- 三三 昭和四七年県立白河高校矢吹分校学級増設及体育館建設要望意見書
- 三三 矢吹分校独立経過
- 三四 矢吹高等学校沿革

(5) 研修所

- 三五 昭和二三年矢吹原実験農場
- 三六 福島県農業経営研修所矢吹教場沿革

県立図書館
農業経営研修所

645 644

(6) 講習所

- 三七 日本酪農講習所沿革
- 三八 昭和四五年日本酪農講習所閉所

町 町
有 有

647 646

(7) 大 学

- 三九 昭和四二年旧矢吹中学校用地建物を日本大学に無償譲渡することについて
- 三〇 昭和四三年日本大学教育施設を開設する件
- 三一 昭和四三年旧矢吹中学校用地建物無償譲渡議決
- 三三 昭和四三年日本大学理事会決議
- 三三 昭和四三年日本大学の教育施設開設延期について
- 三四 昭和四四年日本大学誘置に関する決議
- 三五 昭和四七年日本大学農獣医学部に対する非難決議案(否決)
- 三六 昭和四七年日本大学短期大学部開設に終止符
- 三七 昭和四七年日本大学より町有財産の返還について

町 町 町 町 町 町 町 町 町 町
有 有 有 有 有 有 有 有 有 有

653 653 652 651 650 650 649 648 647

- 三八 昭和四九年第一回子供の集い
- 三九 姉妹都市三鷹市との交歓会

4 文 化

(1) 文学活動

- 三〇 昭和二三年北方芸術派結成
- 三一 昭和二三年矢吹文学同人募集
- 三二 文芸誌・集発刊名
- 三三 昭和四二年矢吹ペンクラブ誕生
- 三四 文学作品集

(2) 文化活動

- 三五 昭和二三年矢吹美術協会結成
- 三六 昭和二三年矢吹町明朗クラブ
- 三七 昭和二三年オリンピック協会会員募集
- 三八 昭和二三年県南素人ノド自慢大会
- 三九 昭和二八年矢吹町映画館建設請願
- 四〇 昭和三〇年映画常設館新設計画
- 四一 昭和四六年県賞受賞者
- 四二 昭和五二年矢吹町文化会議結成
- 四三 矢吹町文化団体
- 四四 昭和三十一年矢吹町文化財保護条例設定
- 四五 昭和四六年中畑陣屋二本カヤ県指定天然記念物に

町 町
有 有
709 708

『やぶきタイムス』
『やぶきタイムス』
『公民館だより』
713 712 711 710 710

『やぶきタイムス』
『やぶきタイムス』
『やぶきタイムス』
『やぶきタイムス』
『矢吹タイムス』
町 町
有 有
738 737 736 734 734 733 733 732 732 732 731

四六	書簡	新町	佐久間	一	775
四七	書簡	新町	佐久間	一	776
四八	明治五年幸福寺仏器什物調書	新町	佐久間	一	776
四九	明治一年大福寺所有地ガ地祖改正により村共有地となりし故復地願	本町	熊田	俊一	777
五〇	明治一八年大福寺所属に閑祥する願など	本町	熊田	俊一	777
五一	明治一年三山敬愛教社札	中町	渡辺	泰助	779
五二	明治一年神風講社世話係辞令	中町	渡辺	泰助	779
五三	神風講社札	中町	渡辺	泰助	779
五四	明治一四年一月出雲講社宣伝文	根宿	鈴木	宗次郎	780
五五	明治一五年出雲大社教会札	中町	渡辺	泰助	780
五六	明治一五年出雲大社教会世話掛辞令	中町	渡辺	泰助	780
五七	明治一五年出雲大社教会矢吹村仮事務所出納担任仮辞令	中町	渡辺	泰助	780
五八	明治二〇年西白河郡第三区人民信仰	中町	渡辺	泰助	780
五九	明治四二年矢吹神社氏子惣代当選通知書	中町	渡辺	泰助	781
六〇	昭和二三年聖書研究会	中町	渡辺	泰助	781
六一	昭和二四年矢吹町キリスト教信者の分派	中町	渡辺	泰助	781
六二	ラクーア伝導のセンター矢吹教会	『やぶきタイムス』			781
六三	昭和二九年外人宣教師矢吹町を觀た感想文	『やぶきタイムス』			782
六四	日本キリスト教団矢吹教会沿革	『福島県史』			782
六五		『教育やぶき』			783
六六		本町	矢吹	教会	784

五七	昭和三十八年在日朝鮮公民祖国自由往来請願	町	有	875
五八	昭和四二年在日朝鮮公民の権利保障に関する請願	町	有	877
五九	昭和四〇年引揚者の在外私有財産国家補償についての意見書	町	有	878
六〇	昭和四〇年失業保険制度の改悪に反対する意見書	町	有	878
六一	昭和四四年失業保険法改正反対請願	町	有	879
六二	昭和四四年尾瀬分水反対意見書	町	有	881
六三	昭和四二年米価と食管制についての意見書	町	有	882
六四	昭和四四年三城目荒池防災補強事業について陳情	町	有	882
六五	昭和四五年食管制度・米価等請願	町	有	883
六六	昭和四二年国鉄踏切封鎖による対策請願	町	有	884
六七	昭和四四年国鉄合理化反対の請願	町	有	886
六八	昭和四三年公立義務諸学校の学級編成基準及び教員定数についての意見書	町	有	887
六九	昭和四四年学校宿日直廃止の陳情	町	有	888
七〇	昭和四六年私立幼稚園父母負担軽減陳情	町	有	890
七一	昭和四六年町立乳幼児託児所開設陳情	町	有	891
七二	昭和二三年教員組合西白河支部矢吹班の組織	町	有	892
七三	昭和三八年矢吹地区労働組合協議会結成	町	有	892
七四	昭和三九年平和と民主主義を守る矢吹地方共闘会議結成	町	有	892
七五	昭和四四年矢吹町職員労働組合結成	町	有	893
七六	昭和四四年矢吹町原水爆禁止運動	町	有	894
七七	昭和四五年原爆の日のサイレン吹鳴	町	有	895
七八	昭和四五年沖繩返還要求国民運動陳情	町	有	896
七九	昭和四六年「あかるい矢吹町をつくる会」結成	町	有	898
八〇	昭和五〇年地方財政確立に関する請願	町	有	898

『あかるくする会ニュース』

『やぶきタイムス』

『矢吹タイムス』

『平・民・情報』

矢吹町 職員労働組合

『矢吹タイムス』

『矢吹タイムス』

町 有

六一 昭和三九年第三五回メーデー矢吹地方第一回メーデー開催

『矢吹地区労報』

899

本卷資料提供および協力者

東京都	宮内庁書陵部	白河営林署矢吹第一苗畑
〃	国立公文書館	〃
福島市	福島県教育庁	白河営林署矢吹第二苗畑
〃	福島県文化センター	〃
〃	福島県歴史資料館	私立聖和幼稚園
〃	福島県立図書館	白河地方広城市町村圏消防署矢吹分署
国見町	国見町史編纂室	国有鉄道矢吹駅
郡山市	日本専売公社郡山地方局	矢吹郵便局
須賀川市	須賀川市立図書館	三神郵便局
〃	須賀川市立博物館	中畑郵便局
白河市	白河市立図書館	東邦銀行矢吹支店
〃	白河農業協同組合	白河信用金庫矢吹支店
〃	東北農政局福島統計情報事務所白河出張所	矢吹町農業協同組合
〃	白河保健所	中畑農業協同組合
矢吹町	福島県立矢吹高等学校	白河農業協同組合三神事業所
〃	福島県農業経営研修所	矢吹町農業共済組合
〃	矢吹教場	県南酪農協同組合連合会
〃	福島県立矢吹病院	矢吹町有線放送電話協同施設協会
〃	白河警察署矢吹警察官派出所	

// 大池九一
 // 東郷三二五
 // 小松一一六
 // 一本木二
 // 北町二四七
 // 本町八七
 // 中畑字中畑一七六
 // 中畑一六七
 // 矢吹字本町八
 // 中畑新田字新町一〇二
 // 字八幡町八三一
 // 矢吹字大町二二二
 // 中町三二五
 // 本町四〇
 // 中町二八八
 // 本町二六五
 // 本町一四二
 // 善郷内二四六
 // 中町一九二
 // 大和久字大和内一二五
 // 中畑字稻荷釜二
 // 中畑字弥栄二六五
 // 中畑字中畑一八七
 // 大畑字前久保一五

伊藤 光之祐
 酒井 順子
 真船 貞夫
 内山信貞(建治)
 菅野 懋
 佐藤 一美
 岡崎 長成
 小針 頼晴
 平山 寿満
 佐久間 一二
 加藤 延
 堀江 功
 酒井 占雄
 熊田 隼人
 渡辺 芳正
 佐久間 博
 淵田 勝
 渡辺 一知
 安藤 悌蔵
 星 信之助
 古川 茂三郎
 愛沢 晃
 遠藤 弥七郎
 青木 政義

// 柿ノ内字田内二三
 // 神田字神田西七一
 // 神田字神田西六三
 // 神田字神田西二七
 // 三城目字沢尻三五五
 // 中野目字中野目東二〇
 // 中野目字中野目西七三
 // 明新字明新下三〇八
 // 明新字明新一四四
 // 三城目字三城目一八九
 // 中畑字根宿一一三五
 // 須乗字花の里三一
 // 矢吹字東郷二二〇
 // 中町二〇二
 // 本町三七
 // 三城目字三城目三〇〇
 // 三城目字三城目八
 // 矢吹字大池二七八
 // 矢吹字中町
 // 須乗字丸の内二二七

角田 庄次井門
 藤井 ハル
 藤井 収
 藤井 森正
 関根 寅之助
 円谷 善人
 大木 守之
 円谷 多一
 内藤 重治
 猪合 正男
 鈴木 宗次郎
 酒井 正敏
 加藤 政義
 大木 豊
 近藤 正三
 泉川 光
 関根 正吾
 石川 与志栄
 渡辺 久
 福島岩田塗装機械株式会社

矢吹町史編纂関係者(順不同)

矢吹町長 仲西 藤次
 助 役 近藤 正三
 収入役 関根 正吾
 教育長 酒井 正敏

矢吹町史編纂委員会委員

委員長 酒井 正敏
 委員 円谷 善人 文化財保護審議委員
 鈴木 栄 "

藤井 隆 繁 "
 広瀬 昌 弘 "
 佐藤 隆 "
 菊地 啓 二 "
 井上 正 博 "
 水戸 豊 子 "
 佐久間 春 雄 "
 蛭田 忠 良 教育委員
 佐藤 政 信 "
 星 祐 聖 "
 藤田 二 郎 "
 幕田 耕 郎 中央公民館長
 藤井 森 正 公民館三神分館長

矢吹町史編纂専門委員

野崎 直 吉 " 中畑分館長
 仲西 昌 弘 " 矢吹分館長
 近藤 正 三 助 役

監 修 ○小林 清 治 福島大学教授

○宗 像 喜代次 元元史編纂室長
 ○石 井 亘 元泉崎第一小学校長
 目黒 吉 明 県文化センター遺跡調査課長
 永山 倉 造 須賀川市立博物館
 星 圭之助 町教育委員会社教係長
 田 中 正 能 県文化財保護審議委員
 誉 田 宏 県文化センター歴史資料課長
 鈴木 安 信 須賀川市文化財保護審議委員
 岡崎 長 成 矢吹町郷土史研究会員
 ○阿 部 常三郎 国士館大学国史研究室部長
 ○戸 石 清 一 県立須賀川高校教諭
 ○金 子 誠 三 県立白河高校教諭
 ○仲 西 正 次 元矢吹町長
 ○石 田 豊 秋 矢吹教護園長
 ○鎌 田 善 治 前公民館中畑分館長
 ○会 田 安 前農業経営研修所矢吹教場

永山 祐三 民俗学研究者

井戸沼 俊 穎 前中央公民館長

渡辺 誠 獅子舞保存鎌倉会長

(○印本巻執筆者)

幹事

水戸亥三郎

室 光夫

松井 文雄

遠藤 一男

小林 董聡

芳賀 博

円谷 正

上田 晴一

加藤 政義

草野 博夫

大沼 重一

川上 重俊

室 活夫

薄葉 兼吉

野木 三良

坂路 富郎

小林 晃

国馬 正三

小室ハルヨ

星 圭之助

長谷川光治

編纂室

藤田 正雄

円谷 善人

伊藤 吉恵

(前任者)

編纂委員(故)

浅川 和茂

(故)矢内 正大

(故)小針弥太郎

横川 清

小林 栄

荒明喜代亥

鈴木 三巳

岩谷 好

小林 重孝

幹事

鈴木 新一

岩谷 好克

青木 修一

編纂室

鈴木 栄

矢吹町史 (第三回配本)

第四卷 資料編Ⅲ

近代・現代資料

発行日 一九七九年二月

編集 矢吹町

福島県西白河郡矢吹町字一本木 三〇

製作 歴史春秋社

印刷 北日本印刷

会津若松市門田町中野